# 「若年層における性的な暴力に係る相談・支援 の在り方に関する調査研究事業」報告書

平成30年9月 内閣府男女共同参画局

# 目次

# はじめに

1	調了	<b>監概要</b>	2
	(1)	調査目的	2
	(2)	調査対象	2
	(3)	調査期間	2
	(4)	調査方法	2
	ア	調査票を用いた事例調査(事前調査)	2
	イ	ヒアリング調査	3
2	調金	<b>監結果</b>	4
	(1)	事例調査結果	4
	ア	基本情報	4
	イ	相談事例の内容について	17
	ウ	性暴力の被害について	20
	(2)	ヒアリング調査結果	26
	ア	相談機関・保護施設	26
	イ	ワンストップ支援センター	39
	ウ	いわゆるアダルトビデオ出演強要被害者支援団体	45
	工	教育の場等における性暴力被害者支援団体	49
	才	その他	52
3	事例	<b>がらみる若年層における性暴力について</b>	55
	(1)	若年層における性暴力の主な内容(事例・解説)	55
	ア	事例 1	55
	イ	事例 2	57
	ウ	事例 3	59
	工	事例 4	61
	才	事例 5	63
	カ	事例 6	65
	丰	その他の事例	67
	(2)	若年層における性暴力被害の主な背景要因	70
	ア	児童期における逆境的体験	70
	イ	児童期における逆境的体験による心理的影響	71
	ウ	他の主な要因(障害、法的知識、経済的自立)	72
	(3)	若年層の性暴力被害者における「生きづらさ」の主な背景	72
	ア	精神的健康への影響	73
	イ	身体的健康への影響	73

	ウ	行動面への影響	73
	エ	社会生活における影響	74
4	若年	三層における性暴力被害の相談・支援における主な問題点	77
	(1)	支援につながることの難しさについて	77
	ア	「被害」として認識することの難しさ	77
	イ	「相談すること」の難しさ	78
	(2)	支援における主な問題点・限界について	81
	ア	性暴力による心理的影響等に対する理解の欠如	81
	イ	若年層のニーズに対する配慮の欠如	81
	ウ	性暴力被害者の回復に向けた専門的心理的ケア・医療	82
	工	性暴力被害者の中長期的な自立支援	82
	オ	年齢による制限	83
	カ	医療・行政サービス等の利用	83
	キ	民間団体における支援体制	83
	ク	性的画像等の削除	
	ケ	地位・関係性を利用した性暴力	84
5		<sup>E</sup> 層の性暴力被害の相談・支援における今後の課題	
	(1)	被害の予防、早期発見・早期介入に向けて	
	ア	性暴力の予防・再被害の防止に向けた教育・学習の充実	
	イ	相談者の症状・言動等の背景にあるトラウマへの気付き・理解の促進	
	(2)	若年の性暴力被害者の生活スタイル及びニーズに即した支援について	
	ア	被害の回復に向けた安全・安心な居場所の提供	
	イ	地域生活における継続的な自立支援	
	ウ	学力、生活スキル、社会的スキルの向上に向けた取組	
	(3)	効果的な相談窓口等の周知・相談手段等について	
	ア	相談窓口等の周知	
	イ	相談手段等	
	ウ	アウトリーチ、同行支援	
	(4)	支援関係機関等の育成・支援体制の拡充	
	(5)	その他、事例の特性に応じた支援について	
	ア	性的画像等の削除	
	イ	司法面接	
	ウ	成年年齢の引き下げによる影響等	
	エ	地位・関係性を利用した性暴力について	
	(6)	調査研究について	91

#### はじめに

近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により若年層が性犯罪・性暴力(以下、「性暴力」という。)被害に遭う問題などが発生しており、若年層に対する性暴力に係る問題は深刻な状況にある。

また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」とする)など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した性暴力は、一層多様化しており、そうした新たな形態の暴力に対して迅速かつ的確な対応が求められるところである。

こうした問題は、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であるとともに、安全に安心して暮らす基盤を揺るがす問題である。

第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)においては、「被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、関係行政機関を始め、医療機関、弁護士、民間支援団体等との更なる官民連携強化等により、被害者に対する効果的な支援の更なる拡充を図る」ことが施策の基本的方向とされている。また同計画においては、「被害者が実態に即した支援を受けることのできる効果的な支援の在り方等を引き続き検討する」とされている。

また、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策」 (平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定)においては、「若年層に対する性的な暴力に係る相談・支援の実態把握と、今後の相談・支援の在り方について検討する。」こととされている、

さらに、「女性活躍加速のための重点方針 2018」(平成 30 年 6 月 12 日、すべての女性が輝く社会づくり本部)「若年層の性的搾取に係る相談・支援の実態を把握し、今後の効果的な相談・支援の在り方について検討するとともに、被害の予防・拡大防止に係る啓発媒体や被害者支援マニュアル等の作成を行う。」こととされている。

本調査研究は、若年層における性暴力の被害状況やニーズを把握し、効果的な支援の在り方等の検討を行うため、民間の相談機関、保護施設・シェルター、性暴力・性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター(以下、「ワンストップ支援センター」という。)、学校・大学等の生徒・学生等の支援団体等を対象に若年層における性暴力被害に関する事例調査及びヒアリング調査を実施するとともに、調査から見えてきた被害状況やその背景にある問題の分析、ニーズに即した効果的な支援の在り方を検討したものである。

本調査研究が、若年層の性暴力被害者が、実態に即した支援を受けることのできる効果的な支援の在り方等の検討や支援内容の充実に向けた取組の促進につながることを期待する

#### 1 調査概要

# (1) 調査目的

本調査は、若年層における性暴力に関する相談・支援の充実に向けて、被害実態及び被害者支援状況等を被害事例の収集等を通して把握するとともに、被害者のニーズに即した効果的な相談・支援の在り方等について検討することを目的に実施した。

#### (2) 調査対象

若年層における性暴力に関する相談・支援を行っている支援団体

- 相談機関・保護施設
- ワンストップ支援センター
- いわゆるアダルトビデオ出演強要被害者等支援団体
- 教育の場等における性暴力被害者支援団体
- その他

なお、本調査において「若年層における性暴力」とは、被害時の年齢が30歳未満の性暴力(①性交、②性交類似行為、③わいせつ行為、④(性的な行為や姿態の)画像・動画・音声の記録、④児童買春、⑤その他)を指すこととする。

#### (3) 調査期間

平成29年8月~平成30年3月

#### (4) 調査方法

# ア 調査票を用いた事例調査(事前調査)

若年層における性暴力に関する相談・支援を行っている民間団体 17 団体に依頼 し、14 団体から協力を得た。

事例調査依頼団体数	17
事例調査協力団体数	14
合計事例数	268

また、本調査における事例は、各団体の若年層における性暴力に関する事例の中から、各団体が選定した特徴的な事例(構成事例を含む。)である。

# 【主な調査項目】

#### I 基本情報

- 1. 相談者の基本情報(性別、年齢、学歴、就業状況等)
- 2. 相談者の状況(経済状況、健康状況、虐待経験、家出経験等)
- 3. 相談者の家族・親族の状況 (DV、精神疾患・障害、依存症、自殺等)

# Ⅱ 相談事例の内容について

- 1. 基本情報(相談状況について)
- 2. 主な相談内容について
- 3. 主な支援内容について
- 4. 相談・支援の対応状況について
- 5. 相談・支援において困難と感じた点・工夫した点

#### Ⅲ 性暴力の被害について

- 1. 被害の概要(主訴)
- 2. 被害の概要(主訴以外)

# イ ヒアリング調査

若年層における性暴力に関する相談・支援を行っている支援団体 17 団体に依頼 し、全団体から協力を得た。

ヒアリング調査依頼団体数	17
ヒアリング調査協力団体数	17

# 【主な調査項目】

- I 支援者から見る若年層における性暴力の被害状況・特徴
- Ⅱ 若年層における相談(保護)・支援において困難と感じた点・工夫した点
- Ⅲ 若年層における相談(保護)・支援の在り方に関する意見・期待

# 2 調査結果

#### (1) 事例調査結果

以下、14 団体が選定した事例(構成事例を含む。)268 件について傾向を把握するため、相談者の基本情報や被害の状況等について、調査票を用いた事例調査の集計結果を示す。なお、本調査では、自由記述のみの回答も多く寄せられたため、自由記述に基づきアフターコーディングを行ったうえで、各項目において、空欄又は「不明」であった場合は、基本的に集計から除いた。よって、図表中のnは空欄又は「不明」の回答を除いた、分類別の該当事例数である。また百分比は、小数点第2位で四捨五入して、小数点第1位までを表示した。四捨五入したため、合計値が100%を前後することがある。

# ア 基本情報

#### (ア) 相談者の基本情報

#### a. 性別

14 団体が選定した事例(構成事例を含む。)268 件のうち、相談者の性別が確認できた事例(248 件)については、女性が243 件、男性が5 件であった。また、性別と性自認が異なる事例は1 件であった。

#### b. 相談時の年齢

14 団体が選定した事例 (構成事例を含む。) 268 件のうち、相談時の年齢が確認できた事例 (212 件) については、「20~24 歳」が最も多く 57 件、次いで「16~17 歳」が 50 件、「18 歳~19 歳」が 48 件であった。(図1)

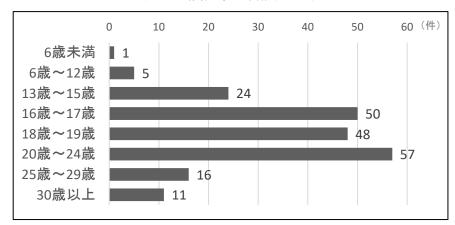


図1 相談時の年齢(n=212)

#### c. 相談時の婚姻状況

14 団体が選定した事例 (構成事例を含む。) 268 件のうち、相談時の婚姻状況が確認できた事例 (137 件) については、「未婚」が 120 件、「既婚」が 13 件、「離婚」が 4 件であった。

# d. 相談時の同居状況

14 団体が選定した事例(構成事例を含む。)268 件のうち、相談時において、同居状況が確認できた事例(104 件)については、同居者「あり」の事例が75 件、「なし」の事例が29 件であった。

同居者の人数が確認できた事例は 26 件あり、その内訳は 3 人が最も多く 13 件、次いで 2 人が 9 件、 1 人が 3 件、 4 人が 1 件であった。

相談者と同居者の関係について確認できた事例(67件)については、「母親」 が最も多く52件、次いで「兄弟姉妹」が35件、「父親」が31件であった。(図 2)

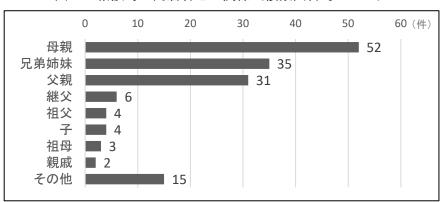


図2 相談時の同居者との関係(複数回答可:n=67)

#### e. 相談時の居住状況

14 団体が選定した事例 (構成事例を含む。) 268 件のうち、居住条件が確認できた事例 (184 件) については、相談時において、居住場所「あり」の事例が170 件、「なし」の事例が14 件であった。

居住場所について確認できた事例 (155件) については、「自宅」が最も多く 131件であって。また、「友人宅」が6件、「ネットカフェ等」も4件あった。(図3)

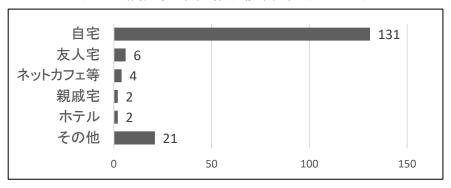


図3 相談時の居住場所(複数回答可:n=155)

# f. 出身地域

14 団体が選定した事例 (構成事例を含む。) 268 件のうち、出身地域が確認できた事例 (97 件) については、相談者の出身地域は「関東・甲信越」が最も多く44 件、次いで「近畿」が15 件、「東北」が12 件であった。

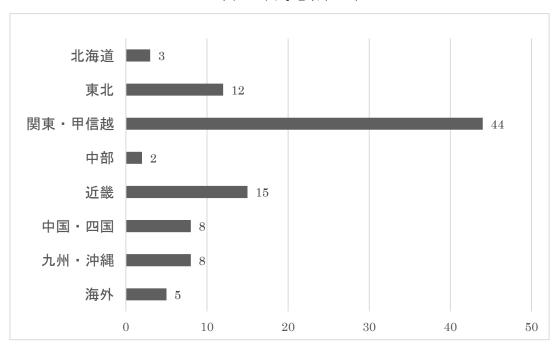


図 4 出身地域(n=97)

# g. 相談時の最終学歴

14 団体が選定した事例 (構成事例を含む。) 268 件のうち、相談時の最終学歴が確認できた事例 (185 件) については、「高等学校」が最も多く 86 件、次いで「大学・大学院等」が 51 件であった。(図 5)

各最終学歴の就学状況が分かった事例 (160 件) において、在学中の割合が高かったのは、「中学校」及び「大学・大学院等」であった。退学についてみると、「高等学校」及び「専門学校等」が3割程度であった。(表1)

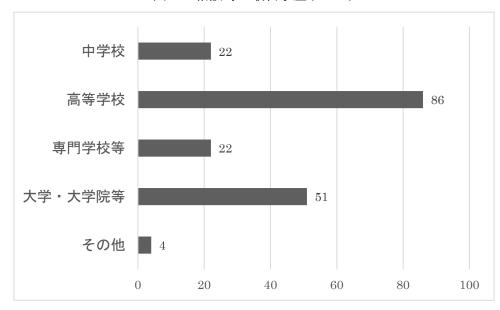


図5 相談時の最終学歴(n=185)

表 1 最終学歴と就学状況(n=160)

	在学中	卒業	退学	合計
中学校	12	3	0	15
高等学校	32	21	22	75
専門学校等	5	8	6	19
大学・大学院等	31	14	3	48
その他	3	0	0	3
合計	83	46	31	160

#### h. 相談時の就業状況

14 団体が選定した事例(構成事例を含む。)268 件のうち、相談時の職業の有無が確認できた事例(184 件)については、「あり」の事例が151 件、「なし」の事例が33 件であった。

職業「あり」と記載のあった事例のうち、職業内容が確認できた事例(133件)の内訳は、「学生」が最も多く106件、次いで「非常勤・パート・アルバイト」が22件であった。「常勤」は4件と少なかった。また、「その他」が1件あった。

#### i. 相談時の経済状況

14 団体が選定した事例(構成事例を含む。)268 件のうち、世帯収入が確認できた事例(8件)については、「収入なし」が1件、「100万円未満」が3件、「200~400万円未満」が3件、「600~800万円未満」が1件であった。

生活保護の受給の有無について確認ができた事例(35 件)については、「あり」が 10 件、「なし」が 25 件であった。同様に、世帯の借金の有無について確認できた事例(15 件)については、「あり」が 9 件、「なし」が 6 件であった。相談時の相談者自身の経済状況については、個人の収入が確認できた事例(23 件)のうち、「収入なし」が最も多く 14 件で、次いで「100 万円未満」が 6 件、「 $100\sim200$  万円未満」が 3 件であった。また相談者自身の借金の有無について確認できた事例(10 件)については、「あり」が 9 件、「なし」が 1 件であった。

#### j. 国籍

14 団体が選定した事例 (構成事例を含む。) 268 件のうち、相談時の国籍が確認できた事例 (64 件) については、「日本国籍」であった事例が 61 件、「日本以外」の国籍であった事例が 3 件であった。

#### k. 障害

14 団体が選定した事例 (構成事例を含む。) 268 件のうち、障害の有無に関する回答があった事例 (127 件) については、障害者手帳の有無にかかわらず、障害「あり」と見受けられる事例が70 件、「なし」が57 件であった。

見受けられた障害の種類としては、発達障害が16件、精神障害が19件、軽度知的障害が9件、解離性障害が6件、知的障害が5件、パーソナリティ障害が5件、双極性障害4件であった。

障害者手帳の有無について確認できた事例 (34 件) については、「あり」が 23 件、「なし」が 11 件であった (なお、「あり」には、相談支援を受け始めてから申請し、取得した場合も含む。)

手帳の種類としては、療育手帳、精神障害者自立支援手帳等であった。

なお、被害の前から障害があったのか、被害の影響によって障害「あり」と 見受けられる状態となったかについては、回答のあった調査票からは把握でき なかった。

#### (イ) 相談者の基本情報

# a. 相談時の所持金

14 団体が選定した事例 (構成事例を含む。) 268 件のうち、相談時の所持金について確認できた事例 (62 件) については、所持金「あり」の事例が 54 件、「なし」の事例が 8 件であった。

所持金「あり」のうち、金額が確認できた事例 (28 件) の内訳は、「1,000 円 未満」が最も多く 9 件、次いで「1,000~5,000 円未満」が 6 件、「10,000~30,000 円未満」が 5 件であった。 (図 6)

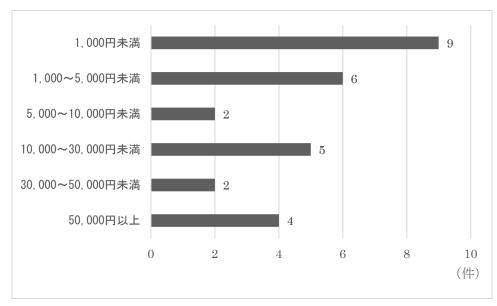


図6 所持金額(n=28)

# b. 健康状況

14 団体が選定した事例 (構成事例を含む。) 268 件のうち、健康状態の回答があった事例 (63 件) については、医師等の診断の有無にかかわらず、「疾病あり」の事例が 28 件、「疾病なし」の事例が 35 件であった。

性と生殖に関する健康に関しては、「妊娠」が最も多く60件、次いで「中絶」 が37件、「性行動過多」が24件であった。妊娠、中絶に関しては、複数回経験 があるとの回答も散見された。

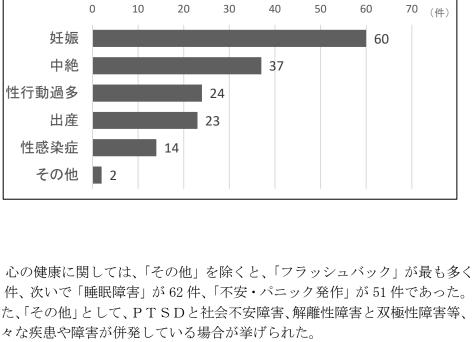


図7-1 性と生殖に関する健康(複数回答可:n=85)

63 件、次いで「睡眠障害」が62 件、「不安・パニック発作」が51 件であった。 また、「その他」として、PTSDと社会不安障害、解離性障害と双極性障害等、 様々な疾患や障害が併発している場合が挙げられた。

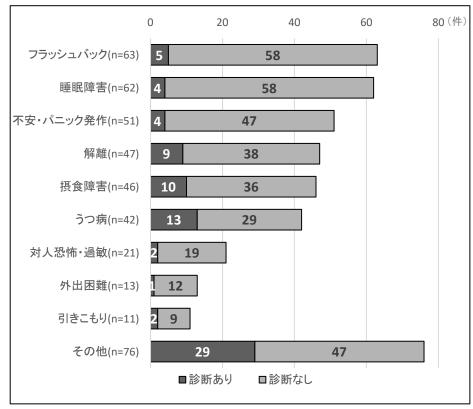


図7-2 心の健康(複数回答可:n=158)

依存症に関しては、「その他」を除くと、診断有無にかかわらず、「薬物依存」が最も多く14件、次いで「アルコール依存」が12件であった。「その他」には、たばこ、買い物依存等が挙げられた。

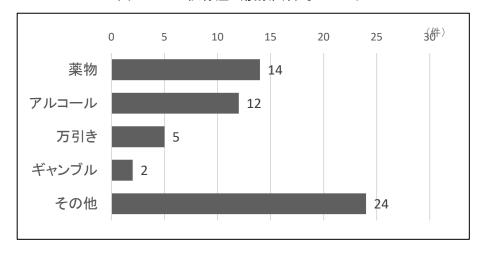


図7-3 依存症(複数回答可:n=41)

自傷行為等に関して、「自傷行為」及び「希死念慮」があった事例は、ともに 109 件であり、「自殺未遂」があった事例は 49 件であった。

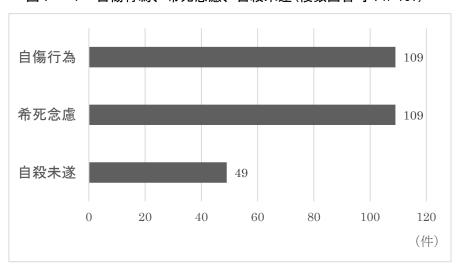


図7-4 自傷行為、希死念慮、自殺未遂(複数回答可:n=137)

# c. 被虐待経験

14 団体が選定した事例 (構成事例を含む。) 268 件のうち、被虐待の経験が確認できた事例 (171 件) では、被虐待経験「あり」の事例が 161 件、「なし」の事例が 10 件であった。

虐待の内容について確認できた事例(141件)の内容は、「心理的虐待」が最も多く79件、次いで「性的虐待」が78件、「身体的虐待」が73件であった。(図8)

 0
 20
 40
 60
 80
 100 (件)

 心理的虐待
 79

 性的虐待
 78

 身体的虐待
 73

 ネグレクト
 42

 面前DV
 21

図8 虐待の内容(複数回答可:n=141)

# d. 家出経験

14 団体が選定した事例 (構成事例を含む。) 268 件のうち、家出経験の有無が確認できた事例 (73 件) については、「あり」の事例が54 件、「なし」の事例が19 件であった。

# e. 性風俗産業等への従事経験

「JKビジネス」 5

14 団体が選定した事例 (構成事例を含む。) 268 件のうち、性風俗産業等への 従事経験について確認できた事例 (133 件) については、「売春」が最も多く 83 件、次いで「AV出演」が 24 件、「風俗業」が 21 件であった。

0 20 40 60 80 100 (件) 売春 AV出演 風俗業 21

図9 性風俗産業等への従事経験(複数回答可:n=133)

# f. ソーシャルサポート

14 団体が選定した事例(構成事例を含む。)268 件のうち、ソーシャルサポートの有無について確認できた事例(84 件)では、「あり」の事例は81 件、「なし」の事例は3件であった。

また、ソーシャルサポートの詳細について確認できた 81 件の内容は、「親」 が最も多く 26 件、次いで「学校」が 19 件、「知人・友人」が 17 件であった。 (図 10)

なお、「ソーシャルサポート」の内容の詳細は不明であるため、その有効性及 び問題等については把握することができない。

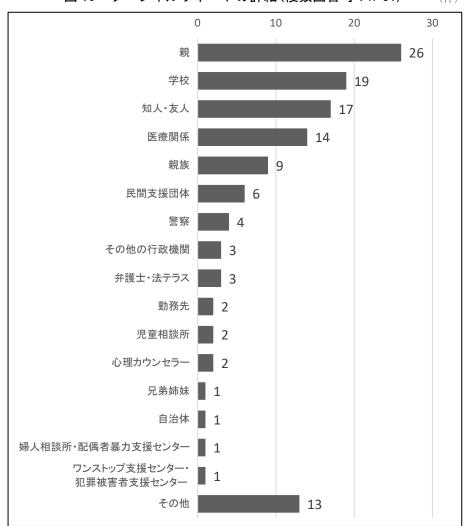


図 10 ソーシャルサポートの詳細(複数回答可: n=81) (件)

#### (ウ) 相談者の家庭状況

#### a. 家族・親族の状況

14 団体が選定した事例 (構成事例を含む。) 268 件のうち、相談者の家族・親族の状況について確認できた事例 (89 件) については、「DV」があった事例 が最も多く 50 件、次いで「精神疾患・障害」があった事例が 33 件、「依存症」 があった事例が 13 件であった。

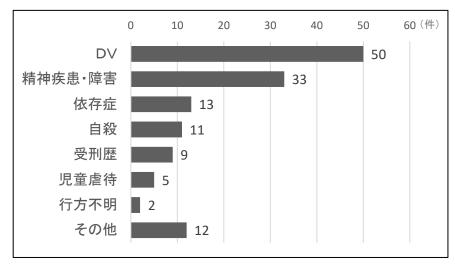


図 11 家族・親族の状況(複数回答可:n=89)

# b. 「JKビジネス」・売春・風俗経験がある事例の家庭状況

14 団体が選定した事例(構成事例を含む。)268 件のうち、「J K ビジネス」・売春・風俗経験がある事例(91 件)の家庭状況については、「相談者自身に被虐待経験があり、さらに家族・親族の状況にも何らかの問題がある事例」が36 件あった。また、「家族・親族の状況については無回答だが、被虐待経験のあった事例」は29 件であった。一方、被虐待経験には該当しないが、「家族・親族の状況に何らかの問題がある事例」は5 件であった。21 件は家族・親族の状況について無回答であった。

#### イ 相談事例の内容について

#### (ア) 基本情報

#### a. 初回相談手段

14 団体が選定した事例(構成事例を含む。)268 件のうち、支援団体への初回の相談手段について確認できた事例(125 件)については、「メール」であった事例が最も多く64 件、次いで「電話」が35 件、「面談」が13 件であった。

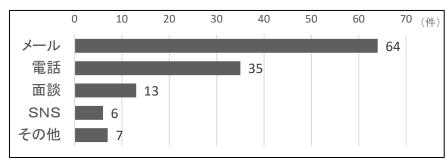


図 12 初回相談手段 (n=125)

#### b. 支援団体を知ったきっかけ

14 団体が選定した事例 (構成事例を含む。) 268 件のうち、支援団体を知ったきっかけが確認できた事例 (116 件) については、「その他」を除くと、「インターネット」が最も多く30 件、次いで「他の支援機関からの紹介」が26 件、「テレビ」及び「知人・友人」がそれぞれ14 件であった。

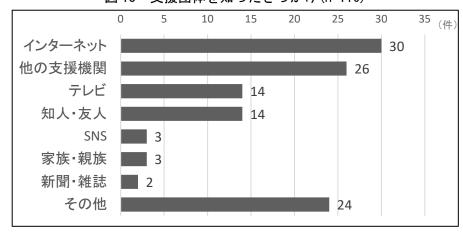


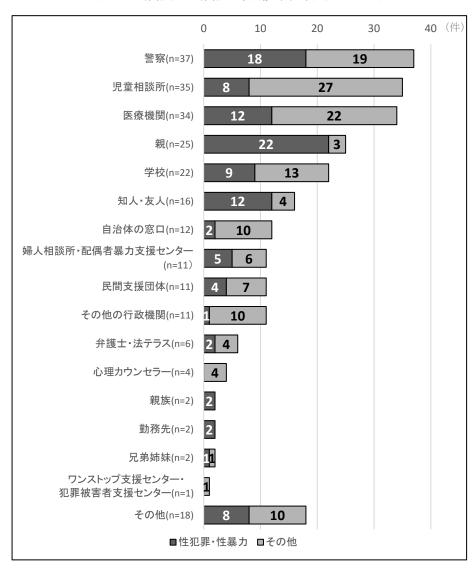
図 13 支援団体を知ったきっかけ(n=116)

# c. 支援団体に相談するまでの相談状況

14 団体が選定した事例 (構成事例を含む。) 268 件のうち、相談者が、本調査の対象となった支援団体に相談する前の相談歴の有無について確認できた事例 (162 件) については、「あり」の事例が138 件、「なし」の事例が24 件であった。

相談歴があった場合の相談先について確認できた事例(136件)のうち、「警察」が最も多く37件、「児童相談所」が35件、「医療機関」が34件であった。また、そのうち性暴力であったものの相談先は、「親」が22件と最も多く、次いで「警察」が18件であった。(図14)





# (イ) 主な支援内容について

14 団体が選定した事例 (構成事例を含む。) 268 件のうち、支援団体での主な支援内容について確認できた事例 (199 件) については、「面接相談」が最も多く 142 件、次いで「電話相談」が 128 件、「情報提供」が 80 件であった。

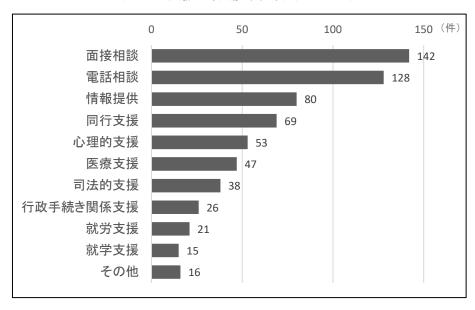


図 15 支援内容(複数回答可: n=199)

#### ウ 性暴力の被害について

#### (ア) 性暴力被害に関する相談の段階と被害の重複状況

本調査において、被害者が抱える困難と性暴力被害との関係性及び性暴力被害の継続・重複状況を見るため、初回相談時の主な相談内容(主訴)と、相談後に判明した問題・困難(副訴)に分け、各段階における性暴力被害状況について調査した。

主訴、副訴ごとに性暴力被害の有無を見てみると、主訴の段階で性暴力被害について相談することができていたのは166件であった。一方、何らかの性暴力被害を受けているが、支援団体への初回相談時における主な相談内容が性暴力以外であった事例は102件であった。また、被害の重複が見られる事例(「主訴及び副訴」もしくは「副訴が2つ以上」の事例)は、97件であった。

なお、他の支援機関から保護依頼等により引継いだ事案において、性暴力被 害があることが明らかな場合は、主訴を性暴力被害として分類した。また、

「このような被害が複数回あった。」と記載のあった事例については、数値 化することが困難であるため、1つの主訴又は副訴として整理した。

123 主訴 主 副訴1 31 主訴 訴 Ш 主訴 副訴1 副訴2 8 166 性 主訴 3 副訴1 副訴2 副訴3 暴 主訴 副訴1 副訴2 副訴3 副訴4 1 力 副訴2 副訴3 0 主訴 副訴1 副訴4 |副訴5 主 48 副訴1 訴 副訴2 副訴1 28  $\neq$ 23 102 副訴2 副訴3 副訴1 性 暴 |副訴2 |副訴3 |副訴4 副訴1 力 副訴2 副訴3 2 副訴4 副訴5 副訴1 合計 268

表2 性暴力被害に関する相談の段階と重複状況

# 【参考】「主訴」「副訴」の分類

(例) 初回相談では「家に帰りたくない。」と相談に来た。その後相談を続けていくと、実 父から性的虐待を受けていることがわかった。また、後日、交際相手からも性暴力の被 害に遭っていたことがわかった。

【主訴】家に帰りたくない(性暴力に関しての訴えはなし。)

【副訴】1:実父からの性暴力被害、2:交際相手からの性暴力被害

# (イ) 被害の概要

(以下、主訴・副訴に関わらず、各事例の被害ごとの内容を集計したものである。)

#### a. 被害内容

14 団体が選定した事例 (構成事例を含む。) 268 件のうち、被害内容については、「その他の性犯罪・性暴力」を除くと、「性交等」が最も多く 166 件、次いで「わいせつ行為」が 66 件、「画像・動画・音声の記録」が 38 件であった。 (図 16-1)

被害内容の詳細について、「画像・動画・音声の記録」の被害内容を確認できた事例においては、「児童ポルノ」が18件、「リベンジポルノ」が1件であった。

また、「AV出演強要」の被害にあたる事例は23件あり、その被害内容については、「動画等流出被害」が18件と最も多く、次いで「出演強要」が15件、「契約強要」が13件であった。(図16-2)

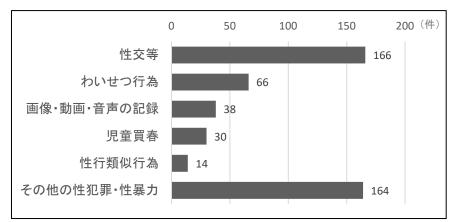
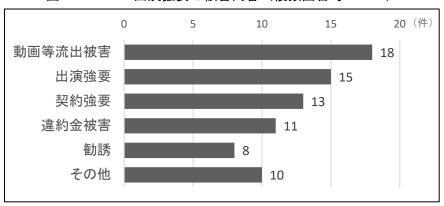


図 16-1 被害内容(複数回答可)





# b. 相談までの期間

14 団体が選定した事例(構成事例を含む。)268 件のうち、被害時から相談に至るまでの期間に関して確認できた事例(138 件)については、「1 年以上」の事例が最も多く(表3-1)、特に低年齢での被害の場合、相談までに年数を要していた(表3-2)。

表3-1 被害時の年齢と相談までの期間(n=138)

(件)

相談まで	6歳未	6~12	13~	16~	18~	20~	25~	30歳	=L
の期間	満	歳	15歳	17歳	19歳	24歳	29歳	以上	計
被害直後	1	0	2	6	9	10	5	0	33
1週間以内	0	0	2	1	3	5	1	0	12
1か月以内	0	2	0	2	0	1	0	0	5
6か月以内	0	2	1	3	4	8	3	0	21
1年以内	0	0	3	1	0	2	0	0	6
1年以上	12	17	11	4	8	7	2	0	61
計	13	21	19	17	24	33	11	0	138

表3-2 被害時の年齢と相談までの年数

(件)

相談まで	6歳未	6~12	13~	16~	18~	20~	25~	30歳	=1
の年数	満	歳	15歳	17歳	19歳	24歳	29歳	以上	計
1年以上	0	0	5	3	4	4	2	0	18
5年未満	U	U	7	7	4	4	۷	U	10
5年以上	0	5	5	0	3	0	0	0	13
10年未満	U	J	7	O	)	U	O	U	13
10年以上	3	5	1	0	0	0	0	0	9
15年未満	3	J	1	O	0	O	O	O	J
15年以上	1	3	0	0	0	0	0	0	4
20年未満	Τ.	J	O	O	0	O	O	O	_ +
20年以上	1	1	0	0	0	0	0	0	2
30年未満		1	O	O	O	O	O	U	۷
30年以上	1	1	0	0	0	0	0	0	2
40年未満	1		U	U	U	U	U	U	
40年以上	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	7	15	11	3	7	4	2	0	49

# c. 被害の継続

14 団体が選定した事例(構成事例を含む。)268 件のうち、被害ごとの反復継続の有無について確認できた事例(237 件)については、反復継続「あり」の事例が184 件、「なし」の事例が53 件であった。

また、継続期間が確認できた事例 (103 件) については、「半年未満」が最も 多く 24 件であった。(図 17)

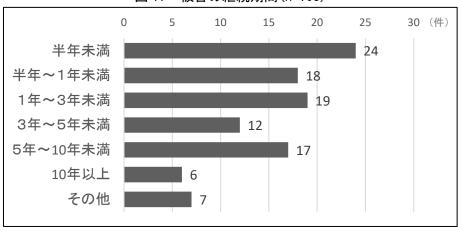


図 17 被害の継続期間(n=103)

#### d. 加害者との関係

主訴に性暴力被害が含まれていた事例 (166 件) のうち、被害者と加害者の関係が確認できた事例 (159 件) については、家族・親族からの被害が最も多く 49 件、次いで交際相手からの被害が 32 件、配偶者等からの被害が 29 件であった。主訴又は副訴のいずれかに性暴力被害を含む事例 (268 件) で集計をすると、家族・親族からの被害が最も多く 108 件、職場・アルバイト関係者からの被害が 76 件、学校関係者・指導者からの被害が 50 件であった。(表 4 – 1)

また、主訴又は副訴のいずれかに性暴力被害を含む事例(268 件)のうち、被害時の年齢が確認できた事例(259 件)については、低年齢である場合は、家族・親族からの被害の割合が高く、高校生以上になると学校や職場関係者からの被害の割合が大きくなっている。(表 4-2)

そのうち、被害の継続期間が確認できた事例 (98 件) を見ると、家族・親族からの被害が特に長期間に及んでいる。 (表 4-3)

表4-1 加害者との関係

(件)

	主訴が性暴力被害で	主訴又は副訴に性暴
	あった事例	力被害を含む事例
家族・親族	49	108
配偶者等	29	13
交際相手	32	34
学校関係者・指導者	8	50
職場・アルバイト関係者	7	76
友人・知人	9	22
その他	25	81
合計	159	384

表4-2 加害者との関係と被害時の年齢(n=259)

(件)

	家族・親族	配偶者等	交際相手	職場・アル バイト先関 係者	学校関係 者・指導者	友人・知人	その他	計
6歳未満	14	0	0	0	0	0	1	15
6~12歳	35	0	0	0	7	3	6	51
13~15歳	15	0	1	0	11	4	18	49
16~17歳	2	0	5	7	7	3	20	44
18~19歳	5	0	9	4	4	0	14	36
20~24歳	3	3	4	11	12	6	13	52
25~29歳	0	0	0	2	2	2	2	8
30歳以上	0	3	0	0	0	0	1	4
計	74	6	19	24	43	18	75	259

表4-3 加害者との関係と被害の継続期間 (n=98)

(件)

	家族・親族	配偶者等	交際相手	職場・アル バイト先関 係者	字校関係	友人・知人	その他	計
半年未満	2	1	5	6	5	2	2	23
半年~1年未満	6	0	2	1	3	2	4	18
1~3年未満	7	2	1	2	5	0	2	19
3~5年未満	2	0	1	1	2	0	5	11
5~10年未満	12	0	0	2	1	0	1	16
10年以上	6	0	0	0	0	0	0	6
その他	0	0	0	3	0	0	2	5
計	35	3	9	15	16	4	16	98

#### (2) ヒアリング調査結果

#### ア 相談機関・保護施設

# (ア) 団体A

#### a. 支援者からみる若年層における性暴力の被害状況・特徴

- 街頭での声かけ等をきっかけに、性的な画像を撮影されるという被害に遭 う場合も少なからずある。例えば、大学等の進学をきっかけに上京して間 もなく、街頭で「テレビ番組のインタービューに協力して欲しい。」等と声 をかけられた後、車の中に連れ込まれ、性的な動画を撮られるという被害 も起きている。このような場合、被害直後に相談機関につながっても、加 害者を追跡することが難しいため、警察にも相談することができず、泣き 寝入りする場合もある。
- ・ 性暴力の被害に繰り返し遭っている場合は、家庭におけるDVの影響等により、男性の言うことに逆らうと「怒られる」、「殴られる」と感じたり、 大声を出されると「従うしかない」と感じること等により、意に反する行為を求められた際に、断ることができない場合がある。
- ・ 家庭においてDVがある環境で育った場合、家庭に居場所がなく、家族という後ろ盾がないこと等からくる孤立感等から、街に出ると「寂しそう」に見える場合があることから、男性から声をかけられるターゲットになりやすい傾向が見られる。
- ・ 性暴力の被害者が、被害について相談した医師や教師等から性暴力を受ける場合もある。このような場合、相談者も相手の立場を信じ、ある程度の信頼と期待を持って相談しているため、身体を触られたり、性的な行為を要求されたとしても、被害を「被害」として認識するのに時間がかかる場合がある。また、たとえ医師や教師等からの行為について周囲に相談したとしても、「お医者さんがそんなことするなんて信じられない。」「教師がそんなことするはずない。」などと言われるなど、二次被害を受ける場合もある。
- ・ 援助交際を始めるきっかけは様々である。中には、親からのネグレクトにより、経済面も含め兄弟の面倒を見なければならなかったり、家庭が経済的に困窮しているにも関わらず、親の意向で富裕層の者が多くの通う私立の学校に通うようになり、周囲の友達と合わせるためにお金が必要となったこと等が、援助交際のきかっけとなる場合もある。
- ・ 援助交際を行っている者の中には、自己尊重感の低下等により、支援者に対して挑発的な態度を取る者もいる。中には、「身体を売るっていけないこと?」と支援者を試してくる場合もある。このような場合、善悪の価値観や「身体が大事」といったきれいごとでは通用しないため、率直な対応が求められる。
- ・ 援助交際や出会いカフェ等、性風俗の仕事をしている場合、たとえ、店の 従業員や客等から性暴力の被害を受けたとしても、「みんなされているこ と。」、「いちいち大騒ぎしていたら、客からの指名がもらえなくなる。」な どと、「被害」を「仕事」の延長線上として割り切って受け止める場合があ る。このような状況においては、自分自身が傷ついていることを認識する ことが難しい場合がある。
- ・ 虐待等により家に居場所がない場合、SNS等と通じて泊まる場所を探し

たり、出会いカフェ等に行って朝まで時間を過ごしたりするなど、居場所 を求め転々とする生活を送る場合もある。このような状況において、性暴 力の被害に遭う場合もある。

・ SNSによるコミュニケーションがきっかけで支援につながる場合もある。中には、性行為を強要され、自分の身体は「もう汚れてしまった。」、「もうどうでもよい。」と感じていること等をSNS上に投稿したところ、「警察や相談機関に相談したほうがよい。」といった返答があったことから、自分の身に起こったことは、「そんな大変なことだったのか。」、「『汚れた』と感じたことは、『被害』だったのだ。」と初めて認識することができ、支援につながったという場合もあった。

# b. 若年層における相談 (保護)・支援において困難と感じた点・工夫した点

- ・ 被害者の中には、支援者が問題解決に向けて具体的に動こうとする度に、「大丈夫です。」と言うなど、支援者が具体的に動くことに対して消極的な態度を取り続ける者もいる。このような場合は、無理に介入せず、被害者本人が望む対応を継続して行うことで、何かあれば相談できる関係性づくりを図っている。
- ・ 継続して支援を行っている被害者の場合、「大丈夫?」と連絡をしても、「被害のことを話すのはつらい。」、「もう何も変わらないから聞かないで欲しい。」、「相談ではなく、楽しい話がしたい。」と、被害について語ることを避ける場合もある。このような場合は、被害者の希望を尊重し、他愛のない会話をすることで、関係性の継続を図っている。
- ・ 発達障害がある場合、毎日同じことをすることには支障はないが、違ったことをするが苦手な場合がある。このような場合、たとえシェルター等での保護が望ましいと思われる状況であっても、見知らぬ場所で、これまでとは違った生活をすることに対して強い不安を示す場合があることから、保護が難しい場合がある。
- ・ 地方によっては、近くの街に朝まで過ごすことができる店舗や施設等がなかったり、街に出るまでの交通手段が非常に限られている場合がある。このような地域に在住している場合、親族等から性暴力から逃れるために一時的過ごす場所を確保したり、相談員との面会相談を行うことが難しい場合がある。
- ・ 相談者の中には、母親からのネグレクトの影響により、生活スキルが著しく低く、食事の作法や、洗濯、掃除等、基本的な生活習慣が身に付いていない者も多い。このような状態で、性暴力の被害により妊娠・出産し、シングルマザーとなった場合、子供への影響も懸念されるため、なるべく多めに「大丈夫?」等と連絡を取るなどし、状況の把握に努めている。
- ・ 性暴力による PTSDについて専門的な治療等が必要と思われる場合であっても、経済的に困窮している場合、費用を負担することが難しいことから治療を受けることができない場合もある。その結果、トラウマ等の症状が深刻化し、引きこもり状態になってしまう場合もある。
- ・ 支援機関につながったとしても、性暴力による心身への影響により、支援 者の助言通りに動くことができない状態にある場合は、支援者に対する後

ろめたさがつのり、支援機関との関係が疎遠になってしまうこともある

# c. 若年層における相談(保護)・支援の在り方に関する意見・期待

- ・ 若年層の女性が、支援関係団体の男性の支援員から、性暴力の被害を受ける場合もある。支援において、他の支援機関との連携が必要である場合は、 被害防止のため、支援員の性別に注意を払う必要があると考える。
- ・ 家庭環境等の理由により壮絶な人生を歩まなければならなかった若年層 の性暴力被害者においては、大人への不信感が強いことから、「相談マニュアル」というものがあっても、通用しない場合もある。このような若年 層の被害者に対しては、支援者が直接会いに行って「あなたを思う気持ち がある。」ということを行動で示すなど、まずは、信頼関係の構築を図ることも必要ではないかと考える。

#### (イ) 団体B

#### a. 支援者からみる若年層における性暴力の被害状況・特徴

- ・ SNSが性暴力の入り口になる場合がある。中には、給食費の支払いのために、SNS上で「中学生でもできる仕事ないかな。」と書いたところ、大学生と名乗る男性から「バイトを紹介してあげる。」、「○○で待ち合わせしよう。」と返事があり、待ち合せ場所に行ってみると、ホテルに連れ込まれ、性暴力の被害に遭ったという事例もあった。
- ・ 過去に虐待経験がある場合、相手の言うことを聞かないと「怒られる」、怒らせると「抵抗できない」と思うこと等により、たとえ、意に反する行為を要求されたとしても、断ることが難しく、性暴力の被害に遭う場合もある。
- ・ 悩み事を相談するアプリや、ゲームアプリ、診断アプリ、チャットができる高校生限定のアプリ等、いわゆる「出会い系」ではなくとも、若年層に人気のあるアプリの利用をきっかけに、性暴力の被害に遭う場合もある。例えば、相談アプリ等で、いじめ等の悩みを相談したところ、「はじめて自分の話をちゃんと聞いてくれる人に出会えた。」と思い、実際に会ってみると、性行為を強要され、その様子を撮影されるという場合もある。
- ・ 支援機関につながる相談者の中には、相談した親族や友人・知人から二次 被害を受けたことにより、支援が必要な状況であっても、SOSを発信し なくなってしまう者も多い。
- ・ 精神科での治療が必要と思われる状態であっても、支援機関が病院を探して受診を促すまで、病院に行かない場合もある。被害者の中には、過去に、病院においていやな思いをした経験があることにより、病院に行くこと自体に抵抗感を示す者もいる。
- ・ 虐待等により家に戻ることができない状況において、「部屋を使ってよい。」、「寮付の仕事がある。」と言われて行ってみると、「援デリ」等の性風俗の仕事に従事させられる場合もある。男性が借りた部屋で、売春を強要される場合もあるが、部屋を借りている男性に対し恩を感じている場合には、抜け出すことが難しい。
- ・ 児童相談所での保護が望ましいと思われる場合においても、小学生や中学 生の頃に児童相談所に一時保護された経験がある場合、学校に通えない、 私語を禁止されている、所持品の使用が管理される等から、児童相談所に

行きたくない、戻りたくないという場合がある。

#### b. 若年層における相談(保護)・支援において困難と感じた点・工夫した点

- ・ 一時保護シェルター及び中長期シェルターを運営している。一時保護シェルターは、虐待や性暴力の被害により安心して過ごせる場所がない若年層が、一時的に滞在できる場所となっている。また、「助けて」、「保護されたい」という若年層だけではなく、「今日は母親の彼氏が家に来ているから泊めて欲しい。」、「友だちが『家に帰りたくない』と言って困っているので泊めて欲しい。」という者も受け入れる場合もあり、何かあれば、気軽に泊ることができる場所として運営している。
- ・ 中長期的に滞在できるシェルターとして3LDKの部屋を2つ借り、シェアハウスとして運用している。シェアハウスでは、利用者の自主性を尊重し、門限等の生活のルールも利用者が決めることとしている。管理者は常駐していないが、何かあれば地域のボランティアやスタッフが駆け付けることができる体制をとっている。児童相談所から委託により、シェアハウスで保護する場合もある。
- ・ 高校や少年院で講演を行った後、支援団体につながる場合もある。講演を 行った際には、著書を校内の図書室や保健室等、生徒が手に取りやすい場 所においてもらうよう依頼をしている。また、著書を教員に預け、中退の 可能性がある生徒や性暴力を受けたことにより自暴自棄になっている生 徒等に渡してもらうようにしている。
- ・ 大学に通いながら、性風俗でアルバイトをしている大学生の中には、性風俗から抜け出したいという者も多い。このような若年層は、愛着に問題を抱えている場合があることから、婦人保護施設を利用し、日常的に、様々な大人と関わることができる環境にいることが望ましいと考えられる。しかし、婦人保護施設からは大学に通うことができないため、このような大学生の適切な受け皿がないのが現状である。
- ・ 保護施設入所中に自殺未遂をするなど、精神科病院への入院が望ましいと 思われる程度に精神障害が重篤化する場合もある。このような状態にある 者の中には、幼児期の虐待により、親にも頼れず、身元保証人がない場合 もあるため、受入先を見つけるのが難しい。
- ・ 支援関係者の中には、性風俗の仕事に従事していた性暴力の被害者に対する根強い偏見が見られる場合がある。また、性風俗の仕事において性暴力の被害を受けた場合、性的逸脱行為や問題行動を理由に、保護施設からの退所を余儀なくされる場合もある。
- ・ 支援員の中には、若年層の相談者を子供扱いするなど、対等な関係性を意 識した対応を行わない者もいる。
- ・ 公的な支援機関の対応や相談員等のスキルにバラつきがある。本来なら、このようなことを感じることなく、公的支援につながることが望ましいが、民間の支援団体がうまく立ち回らなければ、被害者を適切な支援につなげることができない場合もある。
- ・ 青少年の支援を行っている団体の男性支援員が、相談者に対して性暴力を 行う場合もある。性暴力を行った支援員の所属団体の代表が男性である場 合は、被害者の置かれている立場への配慮等に欠ける場合があること等か

ら、対応に苦慮する場合がある。

# c. 若年層における相談(保護)・支援の在り方に関する意見・期待

- ・ 中学生や高校生の時に出会った困ったときに頼れる大人が、性風俗のスカウトである場合、家や寮を紹介され、継続的に性風俗に従事させられる危険が高くなる。このような状態になる前に、支援機関が頼れる大人として関わることができるようになることが望ましいと考える。
- ・ 自立援助ホームの数が限られていることから、入所を希望しても数か月待たなければならなかったり、選択の余地なく、空室のある自立援助ホームに入所せざるを得ないのが現状である。今後は、被害者本人が入所するホームを選べることができるよう、自立援助ホームの数を増やすとともに、入所前に見学したり、体験入所できるような取組みが進められることが望ましいと考えられる。

#### (ウ) 団体 C

#### a. 支援者からみる若年層における性暴力の被害状況・特徴

- ・ 保護施設入所者の中には、虐待、DV、両親の離婚等の影響により家に居場所をなくし、学校においても学業不振となって居づらくったこと等により、中学校卒業をきっかけに家を出て性風俗産業で働くようになり、そこで出会った男性から、性暴力の被害を受ける場合がある。
- ・ 保護施設入所に至るまでに、幼児期から長年に渡り性暴力の被害を繰り返 し受け続けてきた場合、保護施設入所後に、フラッシュバック、解離、拒 食・過食、自傷行為等、様々な身体症状や精神症状が現れる。
- ・ 長年に渡り、日常的に虐待やDV等の被害を受け続けきた場合、保護施設における平穏な生活の中で、不安や緊張感が高まり、保護施設の職員や他の利用者に対して暴力的な言動を行ったり、万引き行為を行うなど、問題行為を繰り返す場合がある。入所者との面談において、保護施設職員が「なぜこのような行為を繰り返すのか。」と尋ねると、「安心と安全の中にいることが不安だから。」と答える者もいる。
- ・ 過去の性暴力被害については、保護施設職員との信頼関係がある程度構築 された後に、詳しく語り出す者も多い。中には、入所から4~5年経過し た後に、ようやく過去の被害について語ることができたという者もいた。
- ・ 保護施設入所者の中には、入所前に、性風俗産業において、時給数百円という低賃金で、長期間に渡り働かせられていた者も少なからずいる。このような状況に置かれていた者には、障害がある場合があるが、障害手帳を取得していない場合がある。
- ・ 性暴力の被害に繰り返し遭うなかで、居場所をなくし孤立する中で、生き 延びるために取ってきた行動や身に付けた習慣は、必ずしも安全で望まし いものとは限らない。保護施設に辿り着く頃には、長期に渡る性暴力被害 の影響等により生活感覚がズレてしまっている場合がある。若年の入所者 については、なぜもっと早く支援につながることができなかったのかと感 じる場合もある。

# b. 若年層における相談 (保護)・支援において困難と感じた点・工夫した点

・ 性暴力の被害を幼児期より受け続けてきた入所者に対する心理的ケアや 社会復帰のための支援の一環として、保護施設内において、心理職による ソーシャルスキルトレーニングを実施している。

- ・ 保護施設入所者の中には、中長期的にトラウマ治療が必要と思われる者もいるが、中長期的にトラウマ治療を行う専門機関等がないため、退所後に他の保護施設への入所や就労につながったとしても、性暴力の被害による心身の影響により、社会生活や就労が困難となり、経済的困窮に陥る場合もある。
- ・ 精神科医療が必要と思われる場合も多いが、性暴力被害について理解のある医療機関が限られている。

#### c. 若年層における相談 (保護)・支援の在り方に関する意見・期待

- ・ 保護施設に入所している若年の性暴力被害者においては、「何が悪いか、 悪くないのか分からない。」、「被害を『被害』と認識することができない。」、 「自分を大切にするということがどのようなことか分からない。」といっ た状態にある場合もある。このような若年の女性の状況等を踏まえ、今後、 公的な中長期保護施設においては、従来の作業中心の自立支援ではなく、 侵害された権利や心の回復に向けた、特別なプログラム等が実施されるこ とが望ましい。また、若年層の性暴力被害者に対応するため、支援側も若 い世代のスタッフを増やすことが必要であると考えられる。
- ・ 性暴力被害者のうち、性風俗の仕事に従事していた経験がある者や、障害がある者に対しては、「風俗をやっていた。」、「障害がある。」という偏見の目で見られる場合があることから、支援が円滑に進まない場合もある。性暴力被害者の支援促進に向け、社会におけるこのような偏見の解消も必要であると考えられる。
- ・ 性暴力被害の回復に向けた中長期的支援に向け、性暴力等の被害者がトラウマ治療等を受けることができるような専門機関等が全国的に増えることが望ましいと考えられる。

#### (エ) 団体 D

#### a. 支援者からみる若年層における性暴力の被害状況・特徴

- ・ 保護施設につながる若年層においては、幼児期から、親・親族、交際相手・ 配偶者、教師、性風俗店の客等から、繰り返し性暴力の被害を受けている 場合がある。中には、妊娠・中絶を何度も経験している場合もある。この ような若年層の性暴力被害者においては、希死念慮が高く自傷行為を繰り 返したり、摂食障害になる場合もある。
- ・ 父親や母親の交際相手から性暴力の被害を受けている場合、たとえ母親が その被害に気が付いていたとしても、母親自身が、配偶者や交際相手から DVを受けていることから、子供の救済に向けて具体的な行動を起こすこ とが難しい場合がある。
- ・ DVにより、母親とともに親族等の家や保護施設に避難した場合、母親に対して激しい葛藤を抱えている場合は、母親との関係性を上手く築くことができず、避難先を出て、友人や男性の間を渡り歩いたり、いわゆる「JKビジネス」や性風俗店で働いたりして生活費を得るなど、綱渡り状態の生活を送る場合もある。このような若年層の被害者に、自立援助ホーム、ステップハウス、民間シェルター等を紹介しても、規則がある生活に馴染

- めず元の生活に戻る者も多い。
- ・ 幼児期の虐待等の影響より、男性に過度に甘えたり、性的な関係を持つことに対する抵抗感が薄れたりすることがあることから、いわゆる「JKビジネス」や性風俗産業に巻き込まれる場合もある。
- ・ 幼児期において虐待経験のある若年女性が出産した場合、過去の虐待の影響等により養育困難に陥ったり、思い通りに子育てができないことから、 子供に対して虐待を行ったりする場合もある。

# b. 若年層における相談 (保護)・支援において困難と感じた点・工夫した点

- ・ 性暴力の被害により妊娠し、被害者本人が出産を希望した場合は、支援機 関を見つけるのが難しい。
- ・ DVにより保護施設に避難した母子においては、母子間の葛藤が高い場合がある。このような場合において、母子それぞれの状況に応じた適切なケアが必要と考えるが、現在の母子生活施設等においては、人的及び財政的な限界により、このような対応を行うことが難しい。
- ・ 若年層の場合、どのようなことが性暴力にあたるかといった知識が乏しいことから、自分がされたことは性暴力だと認識することが難しかったり、「私の問題なんて、大したことない。」と問題を矮小化する場合がある。このように、性暴力について認識が低い相談者に対しては、性暴力とはどのようなことなのかといった情報提供すること等により、被害に関する気付きを促している。
- ・ 過去に母子で保護施設を利用した子供が、成長した後、ボランティアとして支援活動に携わるようになり、同世代の若年層に向けて、デートDV等の予防啓発情報を発信している。

# c. 若年層における相談 (保護)・支援の在り方に関する意見・期待

- ・ 児童相談所の一時保護の対象外となる 18 歳、19 歳が利用できる保護施設として自立援助ホーム等があるが、必ずしも対象年齢のニーズに即した体制となっていないため、たとえ入所したとしても、短期間で施設を出て、生活のために性風俗店を渡り歩く者も多い。このような状況を踏まえ、今後は、18 歳、19 歳のニーズや状況に配慮した保護施設の整備が進むことが望ましいと考えられる。
- ・ 海外においては、幼児期に性虐待を受けた子供のためのワンストップ支援 センターがあるなど、年齢に応じた性暴力被害者の回復に向けた専門的な 支援機関がある。日本においても、このような取組が広がることが望まし いと考えられる。
- ・ 性暴力の被害を「被害」と認識できない若年層も多く見られる。被害を認識することができれば、支援にもつながりやすくなり、早期介入も可能になる。被害の未然予防・拡大防止に向け、何が性暴力にあたるかということを、若年層に伝わりやすい言葉で発信することが望ましいと考えられる。また、若年層の被害が早期に支援につながりやすい環境づくりに向け、若年層が日常的に使用しているコミュニケーションツール等を使って相談することができるような取組が進められるが望ましいと考えられる。

# (才) 団体 E

# a. 支援者からみる若年層における性暴力の被害状況・特徴

- ・ 相談者の中には、幼児期から長年に渡り、性暴力の被害を受けている者が 多いが、自傷行為や自殺企図等、ギリギリの状況に追い込まれて初めて支 援につながるという場合がある。
- ・ 長期間に渡り複数の者から性暴力の被害を受けている場合、薬物依存、アルコール依存症、摂食障害、PTSD、統合失調症等の症状が重症化している場合も多く、支援を継続することが難しい場合がある。
- ・ 相談の主訴がDVである場合、支援を進めるなかで、過去の性暴力被害に ついて語られることがある。
- ・ 過去の性暴力被害について開示するまでに、長期間かかる場合がある。中には、幼児期から十数年に渡り、父親から性暴力を受けてきた者が、30代になって初めて支援につながり、被害を開示することができたという者もいる。
- ・ 10 代後半になり交際相手から身体を触られたり、性行為を求められた際に、過去の性虐待のことを思い出し、フラッシュバックや過換気発作等が起こる場合もある。このような場合、交際相手に性的な行為を拒絶する理由を説明することができないことによる罪悪感や、性虐待の事実を話すことで交際相手に見捨てられるのでないかという恐怖から、精神的に不安定になり、自傷行為等を繰り返す場合もある。
- ・ 性暴力被害の影響等により、就労の継続や人間関係の構築等が難しく、40 代になって生活困窮に陥る場合もある。
- ・ 妊娠のリスクや避妊方法に関する知識が少ないため、中絶を繰り返す場合 もある。未成年の相談者の中には、妊娠の可能性について不安を感じなが らも、親に知られることを恐れ、産婦人科の受診を躊躇したり、購入費用 が高いことから、ピルの服用をしない場合もある。

#### b. 若年層における相談(保護)・支援において困難と感じた点・工夫した点

- ・ 相談については、電話や面談に加え、メールでも受け付けている。相談者の中には、日中は学校があるため電話で相談することは難しいが、インターネットで支援団体の情報を調べたところ、メールでも相談できることを知り、メールで相談をしてみたという者も多い。
- ・ 中学校、高校、大学等において、若年層を対象とした暴力の防止に関する 研修を実施している。このような研修においては、「No, Go, Tell」や 「Good touch, Bad touch」といった、暴力の防止に関する情報を伝えて いる。相談者の中には、学校で支援団体が実施する研修を受けたこときっ かけに、幼児期に父親から受けた行為は性暴力だったと認識することがで きたという者もいる。
- DVや性暴力被害のサバイバーを対象としたグループワーク等を定期的 に開催している。このような活動を通して、相談者と継続的につながり、 回復に向けた支援を行っている。

# c. 若年層における相談(保護)・支援の在り方に関する意見・期待

・ 妊娠に関する正しい知識も含め、学校において性暴力に関する啓発活動が 進められることが望ましい。また、教職員に対しても、被害の早期発見や 被害認知時における適切な対応の促進に向けた研修等が行われることが 望ましいと考える。

・ スクールカウンセラーにも相談することを勧めたところ、スクールカウンセラーが来る日が限られていること、予約が必要なこと、長期休暇に入ると定期的に会えなくなる等により、精神的に不安定になったときにすぐに話せないので、利用しづらいと訴える相談者もいた。このような状況等も踏まえ、若年層の性暴力の被害者が相談しやすい体制や相談ツール等の整備が進むことが望ましいと考えられる。

# (カ) 団体 F

# a. 支援者からみる若年層における性暴力の被害状況・特徴

- ・ シェルター入所者の中には、家庭における性暴力被害や不適切な養育等により家出し、その後、生活の糧を得るために援助交際や性風俗で働く中で、 性暴力の被害に遭っている場合もある。このような被害者の中には、補導 されて家庭裁判所に送致されたのち、試験観察、補導委託という形で、シェルターにたどりつく場合がある。
- ・ 幼児期から繰り返し性暴力の被害を受けている者の中には、保護施設にた どり着くまで、誰にも相談できず、その状況を、生活の一部として受け入 れ、傷つき続けてきた者が多い。
- ・ 親や母親の交際相手からの性暴力から逃れるために家を出て、相談機関や シェルターにつながるチャンスもなく、援助交際により生活を成り立たせ ることを覚えた者の中には、自傷行為を繰り返したり、解離の症状が見ら れる等、様々な身体症状や精神症状が現れている場合がある。
- ・ 家庭における性暴力被害から、母親や兄弟を残して一人だけ逃げてシェルターに入所した場合、「自分が逃げたことにより、家庭を壊してしまったのでは。」という自責の念や、「母親や兄弟に対する暴力が激化するのでは。」という不安が募り、家に戻ろうとする場合もある。
- ・ 家庭において性暴力の被害を受けていた者の中には、家族の援助なしには 希望の進路に進むことができないという思いから、再被害の危険がある家 族のもとに戻ろうとする者もいる。
- ・ 家庭において幼児期より繰り返し性暴力の被害を受けていた者の中には、 性暴力に家族との愛着関係の幻影を見て、「性被害=かわいがられていた」 「性被害=愛情」とのゆがんだ精神構造、依存状態になり、被害事実との 直面ができず、発見やケアが遅れる場合がある。その結果、精神不調を来 したり、性的問題行動が見られたりするなど、状況が深刻化する場合もあ る。
- ・ 若年層の性暴力被害者にとっては、トラウマ等の影響により、就労等が難 しく、自立した生活を送ることが難しい場合がある。

# b. 若年層における相談 (保護)・支援において困難と感じた点・工夫した点

- ・ 性暴力の被害について、過去にどこにも相談したことがなく、初めて相談 した支援機関等から、シェルターにつながり緊急一時保護となった者と、 援助交際等による生活に限界を感じ、シェルターにたどり着いた者では、 その後の支援の在り方が異なる。
- 初めて性暴力の被害について言語化したという場合、その影響により様々

- な身体症状や精神的症状が現れるため、医療的ケアが必要となる。
- ・ 社会の中で、援助交際等により生活を成り立たせる等、危険だが自由が効く生活を経験した者については、安全ではあるが生活の規則等があるシェルターでの生活に適応することが難しい場合がある。
- ・ 児童養護施設の対象外となる 18 歳以上の被害者の場合、選択肢の1つとして、自立援助ホームがあるが、性暴力の被害の影響による精神的不調等により働くことができず、その後の生活の見通しを立てることが困難な場合があり。
- ・ シェルター退所後の受け皿として、児童福祉法の小規模住居型児童養育事業にあたるグループホームを立ち上げたが、精神的不調等から自傷行為を行う入所者もおり、支援員が疲弊するなど、運営が難しい。
- ・ トラウマ治療は、ある程度安定した生活ができるようになった状態で行う ことが望ましいが、安定した生活場所を確保することが難しい。
- ・ 刑事告訴を視野に入れ、フォレンジックインタビュー、被害聞き取り面接、 司法面接等の訓練を受けた専門のインタビュアーが、子供の聞き取りを行 なっている。
- ・ シェルターにおけるケース会議には、入所者の主体性を尊重する観点から、 入所者本人を出席させ、今後の生活等について、入所者本人が主体的に考 え選択できるような機会を提供している。
- ・ 若年層の性暴力被害者の中には、精神科治療が必要な場合があるが、性暴力の影響による症状や、思春期特有の精神医療の分野に精通している医師が少なくいため、相談者の状況に応じた適切な医師を探すことに苦労する場合がある。

# c. 若年層における相談 (保護)・支援の在り方に関する意見・期待

- ・ シェルター退所後、生活保護を受給してアパート等で一人暮らしを始めた 性暴力被害者の場合、トラウマ等の影響により、社会生活を送ることが困 難となり、早々に生活が破たんする場合がある。このような被害者に対し は、地域の障害福祉課や福祉事務所と連携し、訪問看護やヘルパーを派遣 するなど、状況に応じて柔軟に制度の活用が図られることが望ましいと考 える
- ・ シェルターを退所した若年の性暴力被害者の中長期的な支援の選択肢を 増やすため、生活のスタイルに合わせて、安心して予約なしに立ち寄るこ とができる相談施設や専門の相談員がいる保護施設等の整備が進むこと が望ましいと考えられる。
- ・ 適切な療育を受けることがないまま、大人になってしまった発達障害のある入所者は、他者との信頼関係の構築が不得手であったり、一度に多くのことをこなすことが難しかったりする。発達障害がある性暴力被害者に対しては、本人の特性に配慮した適切な支援が行われることが望ましいと考えられる。
- ・ 母親が子供の性暴力被害を受け止めることが難しく、精神的不調に陥った場合、母親が子供の回復を妨害するような言動を行う場合もある。性暴力の被害を受けた子供の支援においては、必要に応じて、被害当事者である子供のみならず、母親に対しても支援を行うことができるような支援体制

# (キ)団体G

#### a. 支援者からみる若年層における性暴力の被害状況・特徴

- ・ 若年層の性暴力被害者においては、度重なる被害の影響により、「私なんか価値がない。」、「何を言っても、信用してもらえない。」等と自己尊重感が低下すること等から、様々な要求を「断ること」が難しくなり、性的な関係を強要されたり、性的搾取されたり、犯罪行為に加担させられる場合がある。
- ・ 性暴力被害の影響による自己尊重感の低下により、たとえ交際相手から、 昼夜を問わず行動を監視されていたとしても、「気にかけてくれているこ とが嬉しい。」、「インターネットで彼とつながっている時だけが、『生きて いる』と感じることができる。」など、交際相手からの束縛から抜け出すこ とが難しい状況に陥る場合もある。
- ・ 軽度知的障害が疑われる場合、状況の危険性を認識することが難しいため、 相手の要求どおりに裸の写真や動画を送ったり、風俗店の雑誌の撮影に 「顔出しOK」で応じたりする場合がある。
- ・ 性暴力被害の影響により、精神的不調に陥り、アルコール、たばこ、薬物等に依存したり、過食嘔吐を繰り返したりする場合がある。また、性感染症に罹患する者も多く、中には、入院を要する程度に悪化したことで初めて支援につながる場合もある。
- ・ 幼児期から性暴力の被害を受け続けてきた者や、助けを求めた大人から性 暴力の被害を受けた経験がある者においては、大人に対する不信感が強く、 被害について相談するまで時間がかかる場合がある。シェルター利用者の 中には、数か月間、支援員と生活を共にする中で、支援者への信用が高ま り、ようやく被害について語り始めるという場合がある。
- ・ いわゆる「JKビジネス」において性暴力の被害を受けた者においては、 親等からの性暴力から逃れるために、地方から都市部に出てきたという場合がある。このような被害者にとって、性風俗が、唯一「一人前に認めてもらえる。」居場所となってしまっている場合もある。
- ・ シェルター入所後に、性暴力被害について開示した入所者の中には、「非行少年」や「虐待児童」ということで支援関係機関から保護依頼された者である場合がある。児童相談所からの紹介でシェルターでの保護につながった場合、紹介時に、児童相談所側が性暴力の被害について把握していない場合がある。

#### b. 若年層における相談 (保護)・支援において困難と感じた点・工夫した点

- 中長期的に性暴力の被害者支援を行う支援体制がないため、被害によるトラウマの治療等を受ける機会がないまま、家庭引き取りとなってしまう場合がある。
- ・ シェルター入所者の中には、性風俗店で働いている者もいる。このような 入所者に対して、行動を否定したり、外出を制止したりすると、性風俗店 が用意した寮を生活の場所として選んでしまう場合もあることから、入所 者が出かける際は、危険であると分かっていても、「ご飯作って待ってい るから帰っておいで。」と言って送り出すなどし、シェルターに安心して

帰って来ることができる関係作りを心がけている。

- ・ 被害について開示した後、解離やフラッシュバック等により心身のバランスを崩す場合がある。シェルター入所期間中であれば、被害開示後の症状を受け止め、ある程度対応することが可能であるが、短期利用が基本であるため、中長期的な経過を見守ることが難しい。
- ・ 相談者の中には、幼児期の虐待経験により、裏切らない家族を求め、出産 してシングルマザーとなる場合もある。このような場合、母親や家庭のモ デルがないため、養育困難に陥り虐待の危険性も高まるが、子供の安全確 保のために母子分離すると、母親の希死念慮が高まり、自傷行為を行う場 合もあることため、対応が難しい。
- ・ 精神科治療が必要であると思われる場合でも、被害者が医師の前で性暴力 被害について語ることができないことが多いため、身体症状だけを見て、 強い薬が出され、過剰摂取に陥る場合もある。
- ・ 学校現場における危機意識が低い。親族や教師等からの性暴力被害により、 家にも学校にも居場所がなく、性風俗産業において性的搾取の被害にあって生徒の状況について学校側に伝えたとしても、学校側は「まったく気が付きませんでした。」、「今後は支援機関の方で対応をお願いします。」と言うなど、被害者の支援に向けて積極的に関与しない場合もある。
- ・ 若年層の性暴力被害者支援を行っている保護施設の多くは、人的及び財政 的資源の不足により、支援体制を維持することが難しい状況にある。保護 施設を維持しながら、病院や弁護士事務所等への同行支援や裁判支援等も 行っているため、多くのケースに対応することが難しい状況にある。
- 18歳を超えると、支援の受け皿が少なくなる。現在は、支援員と個人的つながりがある保護施設等に支援を依頼しているのが現状である。
- ・ 性暴力被害者である若年女性が妊娠・出産した場合、シェルターで母子と もに保護し続けることは難しく、他の受け入れ先を見つけるのも苦慮して いる。

# c. 若年層における相談 (保護)・支援の在り方に関する意見・期待徴

- ・ 性風俗の仕事に従事していることについて、「本人の選択」と捉えられる 傾向があるが、その背景には、家族等からの性暴力等の影響により、家庭 に居場所がなかったり、性暴力による心身への影響等により一般的な職業 に就くことが難しいという状態にあること等が影響している場合がある。 性風俗の仕事の中で、性暴力被害に遭った者の支援にあたる際は、背景に このような状況があることに配慮し、対応することが重要であると考えられる。
- ・ 若年層の性暴力被害者に対する支援の充実や支援関係機関の連携促進に向け、今後、地域において事例検討会や研修が実施されることが望ましいと考えられる。

## (ク) 団体H

#### a. 支援者からみる若年層における性暴力の被害状況・特徴

・ 性暴力被害者の中には、過去の被害について、十数年経過した後に思い出 したり、社会生活に支障が出るほど体調不良に陥ったりする場合もある。 中には、フラッシュバックや自傷行為を繰り返すようになったことで、初 めて支援機関につながり、過去の性暴力被害について話すことができる場合もある。

- ・ 幼児期に親から性虐待を受けていた場合、親の行為は、愛情の延長線上にあるものと捉え、「被害」と認識することができない場合もある。中には、幼児期における実父からの性虐待について、数十年後、実父の死を契機に「本当はされてはいけなかったことだったんだ。」と認識するに至るという場合もある。
- ・ 幼児期より性暴力の被害を受け続けてきた者においては、「性行為を通してでしか自分の価値を認めてもらない。」と感じるようになり、援助交際やAV出演を繰り返す場合もある。このような状況にある場合、妊娠・中絶を何度も経験したり、自傷行為や自殺未遂により、精神科への入退院を繰り返したりする場合もある。
- ・ 母親が配偶者や交際相手からDVを受けている場合、その娘も父親や母親の交際相手から性暴力の被害を受けている場合がある。中には母親がDVにより自殺する場合もある。父親からの性虐待、母親の自死を経験した被害者の中には、その後、自傷行為や自殺未遂を繰り返し、働くことが難しい状況に陥り、精神科への入退院を繰り返したり、生活保護を受けたりするなどして、何とか命をつないでいる者も少なくない。
- ・ 幼児期から性暴力の被害を受けてきた被害者においては、PTSD等の影響により、必要な支援を受けるために行政の窓口等に赴くことができたとしても、状況を的確に説明することが難しい場合がある。また、中には、行政の窓口等に行くための交通費がないほど、経済的に困窮している場合もある。
- ・ 相談者の中には、性暴力の被害によるPTSDが重症化し、解離性同一性 障害とみられる症状が現れる場合もある。

# b. 若年層における相談(保護)・支援において困難と感じた点・工夫した点

- ・ 性暴力被害の影響によるフラッシュバックや解離等のPTSDの症状について、理解のある医療機関や支援機関とつながることが難しい。
- ・ 性暴力被害者の中には、支援関係者に対して攻撃的な態度を取る者もいる。 このような行動は、性暴力被害による精神的な後遺症の影響の1つと捉え ることができるが、このような特性を理解していないと、支援者側が対応 に振り回され疲弊してしまう。
- ・ 性暴力被害を受けた若年女性の保護先として、婦人保護施設があるが、通 学や通勤の制限等の規則があること等により、入所を希望しない場合もあ る。また、たとえ入所を希望していたしても、入所手続きに時間を要する ことから、被害者側が「もう、いいです。」と消極的になる場合もある。若 年の性暴力被害者に対して早期に安心して生活することができる場所を 確保することができなければ、居場所を探してSNS等を介して知り合っ た男性のもとを転々としたり、性風俗で働く生活に戻ったりする等、再び 性暴力の被害を受ける危険が高い環境に戻ってしまう場合がある。
- ・ 支援の一つとして、被害者の自宅や喫茶店において、食事やお茶をしながら何気ない会話をする時間を過ごす等、普通の関係を築くことを大切にしている。
- 被害者が精神科を受診している場合、精神科と連携して、精神科医による

専門的なサポートと、支援機関による日常生活におけるサポートを分担して行う場合もある。

# c. 若年層における相談 (保護)・支援の在り方に関する意見・期待

- ・ 若年の性暴力被害者の中には、行政の相談窓口や支援制度に関する情報を 知らなかったり、知っていたとしても、手続きのために相談窓口に赴くこ と等が難しいことから、生活困窮に陥る場合もある。このような困難を抱 える若年の性暴力被害者を早期に的確な支援につなぐため、今後は、アウ トリーチ型の支援に対する理解が進むとともに、このような支援に実績の ある民間支援団体等への財政的援助を含め、支援体制の拡充が図られるこ とが望ましいと考えられる。
- ・ 若年の性暴力被害者の中には、行政の窓口等において、性暴力被害の影響よる様々な困難への理解や配慮なしに、「何をして欲しいのか。」と問われることに苦痛を感じ、支援から距離を置く場合もある。若年の性暴力被害者を早期に適切な支援につなげるため、今後、性暴力が被害者に与える心身への影響等に配慮した対応の促進が図られることが望ましいと考えられる。
- ・ 性暴力の被害にさらされ続けてきた場合、様々な危険性について、どのような場合が黄色信号で赤信号にあたるのか、その度合いを察知する感覚が鈍い傾向が見られる。支援者として「なぜ、こんな危険なことをしたのか。」と口にしたくなるような場合もあるが、被害者がこれまで辿ってきた道を見てみると、支援者から見て危険な行為も、被害者にとっては「自分を守るため。」、「生き延びていくため。」に必要なことだったことと捉え直すことができる場合もある。若年の性暴力の被害者支援にあたる場合には、このような視点を持つことが重要であると考えられる。

# イ ワンストップ支援センター

#### (ア) 団体 [

# a. 支援者からみる若年層における性暴力の被害状況・特徴

- ・ 若年の性暴力被害者の場合、被害のことを職場や親に知られたくないという思いから、周囲の者に対して「自分は大丈夫」と言ったり、休まずに働き続けたりする傾向がある。また、このような状態にある場合、たとえ精神科に通い始めても、仕事を理由に予約時刻に遅れたり、治療を中断したりする場合もある。
- ・ 薬物の使用が疑われる性暴力の被害を受けた場合、初動時において警察に おける尿検査を受けることが重要であるが、特に被害者が10代の場合は、 親に知られることを恐れ、検査を受けるために、警察に相談することをた めらう場合がある。
- ・ 地方から首都圏に出てきて一人暮らしを始めた大学生が、経済的な苦しさからアルバイトを始めたところ、アルバイト先で性暴力の被害に遭う場合もある。中には、無店舗型で添い寝サービスを行ういわゆる「JKビジネス」に巻き込まれ、性犯罪・暴力被害に遭う場合もある。このような被害に遭った場合、「お金をもらった。」という自責感や罪悪感から、支援機関に相談することをためらう場合がある。
- ・ 母親の交際相手から性暴力の被害を受けている場合、母親が被害者を責め

たり、警察への被害申告を阻止しようとするなど、被害者に対して協力的 な姿勢を取らない場合もある。

# b. 若年層における相談 (保護)・支援において困難と感じた点・工夫した点

- ・ シフト制で電話相談を受け付けているため、同じ相談員が継続して関わり 続けることが難しい。裁判支援など、同じ担当者が継続して関わることが 望ましいと考えられる場合においては、犯罪被害者支援センターに支援を 要請するなど、関係機関との連携によりケースごとに対応をしている。
- ・ 被害直後に相談があった場合、速やかに産婦人科を受診することが望ましいが、未成年者の場合で、親子関係が良好でない場合は、産婦人科の受診のために医療費助成制度を利用するための同意を得ることが難しい場合もあり、対応に苦慮する場合もある。
- 子供の性暴力被害への対応について、親が前面に出てくる場合は、被害者本人から直接話を聞くことが難しい場合がある。
- ・ 機能不全の家族で生き延びてきた性暴力被害者の場合、たとえ精神科医療 につながったとしても、自分自身のことより、母親のことを心配する場合 がある。このような場合は、「あなたは悪くない。」、「あなたがお母さんの ことを心配しなくてもいい。」と伝えるなどし、被害者本人が治療に向き 合うことができるような心理的支援を行っている。
- ・ 性暴力の被害が家庭内で起きた場合、事実が錯綜したり、大人がショック から感情的になり必要以上に介入したりすること等から、被害者本人の証 言が揺れ動いてしまうこともある。
- ・ 10 代の性暴力被害者においては、親に話すことをためらう場合があるが、 支援団体とのやり取りを重ねることで、徐々に「お母さんに話そうかな。」 と変化する場合もある。このように、10 代からの相談の場合は、相談者が 親に話すことができるまでの間、焦らずに少しずつ途切れないようなやり 方でやり取りを重ねるといったアプローチを心がけている。

#### c. 若年層における相談(保護)・支援の在り方に関する意見・期待

- ・ 性暴力被害の影響は、被害直後のみならず、中長期的に心身に大きな影響を与える。今後は、このような性暴力被害者が、中長期的に安心して心理的なケアを受けることができるような、回復センター等の整備に向けた取組が進むことが望ましいと考える。
- ・ 薬物等を使用した性暴力の被害に遭った場合、証拠保全が重要となる。現在は、警察や一部の病院拠点型等のワンストップ支援センターで検査を受けることができるが、被害者がより利用しやすいよう、病院拠点型以外のワンストップ支援センターへの検査キットの配置に向けた取組等が進むことが望ましいと考えられる。
- ・ 若年の性暴力被害者の中には、支援の継続に向け、コミュニケーションを とり続けることが難しい者も多い。特に電話相談の場合は、「今、一番困っ ていることは?」という質問を重ねるなどして会話を続けるなど、「サイ コロジカル・ファースト・エイド」の視点に立った対応が重要であると考 えられる。
- ・ 被害者の親の中には、被害直後におけるショックの影響等で、支援機関や 支援機関が紹介した支援先に対して攻撃的な言動を行ったりする場合も ある。被害者が安心して適切な支援につながることができるよう、保護者

に対して、急性期における対応について情報提供等をすることが重要であると考えられる。

・ 急性期おける適切な対応に向けて、学校の教員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等が連携して対応することができるよう、教職員等に対する啓発も重要であると考えられる。

#### (イ) 団体 J

#### a. 支援者からみる若年層における性暴力の被害状況・特徴

- ・ 交際相手や、学校・塾の教員等の指導的立場にある者から性暴力の被害を 受けた場合、被害を「被害」と認識することができなかったり、被害につ いて相談してもいいと認識できなかったりする場合がある。
- ・ 若年層の性暴力被害者の場合、「妊娠が怖い。」、「裸の写真を削除したい。」、 「脅されている。」という相談等をきっかけに、支援機関につながる場合 がある。
- ・ 性暴力の被害について、長年相談できない場合もある。中には、幼児期に おける性虐待について、20代になり、対人関係における悩みからカウンセ リングを受けたことをきっかけに、被害について初めて話すことができた という場合もある。
- ・ 大学のサークルの飲み会において飲酒を強要され、先輩等から性行為を強要される場合もある。中には、サークルに在籍し続けるためには、飲み会の出席が必須という慣習がサークル内にあることから、参加を断ることができず、卒業するまで、被害を何処にも誰にも相談することができないという場合もある。
- 若年の相談者の中には、あまり警戒心を持たずに、インターネットを通じて知り合った者に会い、性暴力の被害に遭う場合もある。
- ・ 若年層においては、性風俗関係のアルバイトに対して「ちょっと性的なことをするだけの仕事。」というイメージを持っている場合もあり、気軽に 性風俗関係のアルバイトを始め、その後、店長や客から性暴力の被害を受ける場合もある。

# b. 若年層における相談 (保護)・支援において困難と感じた点・工夫した点

- ・ 加害者から「性的な動画をインターネット上に流されたくないならお金を 払え。」と脅された場合、「親に心配かけたくない。」、「親に被害について知 られたくない。」という理由から、自分自身で加害者との交渉を試みよう とする者もいる。このような場合は、被害者に対して、再被害の危険性が 高いことを伝えるととともに、親に相談することについても話し合い、実 現できるようにていねいな面接支援をしている。
- ・ 被害者の中には、性暴力被害を受けた後でも、再被害の危険性がある性行 為を繰り返してしまう者もある。このような状態に苦しむ被害者に対して は、そのような行為は、被害の影響による「外傷の再演」と呼ばれる心理 状態であると被害者本人に対し情報を提供し、被害者の心理的な回復を図 るとともに、再被害の防止を図っている。
- ・ 性暴力の被害を受けた場合、緊急避妊薬の処方を受けるため、産婦人科の 受診が必要な場合があるが、過去に親から虐待を受けた経験がある未成年 の場合は、親に知られることを恐れ、受診をためらう場合もある。このよ

- うな場合は、緊急避妊薬の処方に関する公費負担制度を活用して、対応している。
- ・ 母親が薬物依存症の当事者で精神的に不安定な場合、対応に苦慮する場合 がある。このような場合、1つのケースにあたる相談員の数を通常より多 くするなどして対応している。
- ・ 若年層の性暴力の被害者の中には、保護施設への入所が望ましい状況であっても、過去に利用した保護施設の職員に対する不信感や、通学を始めとする日常生活に関する制限等により、保護施設を利用することについて強い抵抗感を示す場合も多い。
- ・ 若年の性暴力被害者の場合、信頼関係を構築することが難しい。若年女性 の支援を行っている他の民間支援団体と連携して対応することが望まし いが、地域によってはそのような団体がないため、対応に苦慮する場合も ある。

# c. 若年層における相談(保護)・支援の在り方に関する意見・期待

- ・ 若年女性の場合、性暴力を受けた後に、早期に専門的なカウンセリングに つながることができれば、トラウマ体験による中長期的な心理的影響の緩 和を図ることができる。今後は、地域において、性暴力被害者へのトラウ マ・カウンセリングを提供できるような専門機関の整備等が進むことが望 ましいと考えられる。また、資力の乏しい若年の性暴力被害者が、継続し て中長期的にカウンセリングを受けることができるような補助制度が、全 国的に広がることが望ましいと考えられる。
- ・ 若年層における性暴力被害者の支援の拡充に向け、性暴力被害による精神 的な後遺症について理解した上で、被害者に対して適切な心理教育を行っ たり、専門的なアドヴォケイト(代弁・擁護)ができる支援員やカウンセ ラーを養成し、支援関係機関に配置されることが望ましいと考えられる。
- 性暴力の被害者のためのサポートグループの活動は心理的回復にとって も有効であり、活動支援が拡充されることが望ましいと考えられる。
- ・ 性暴力被害による精神的な後遺症等の理解の促進に向け、実態調査が実施 されることが望ましいと考えられる。
- ・ 性暴力被害による望まない妊娠・中絶を防ぐため、未成年者が性暴力被害に遭った場合に、親に知られずに緊急避妊薬の処方や性感染症の検査を無料で受けることができるような制度が全国的に広がることが望ましいと考えられる。
- 教育機関において、生徒及び教師を対象とした性暴力の予防啓発や、相談 支援体制の整備の促進が図られることが望ましい。
- ・ SNSの危険性や性暴力に遭った場合の緊急避妊薬などの対処法等、被害の未然予防・拡大防止に向け、必要な情報を伝えていくことが重要であると考えられる。また、同意のないセックスは性暴力であるということについて、男女ともに理解できるような性暴力防止教育も必要であると考えられる。
- ・ 薬物を使用した性暴力被害について、警察や病院に行った際に、尿検査を 行っていない場合がある。数日経過した後に検査を行っても遅いため、薬 物が使用されたことが疑われる場合には、ワンストップ支援センター等に

- すぐに相談するように伝える啓発活動も必要であると考えられる。
- ・ 経済的に困っているわけではないが、興味があるという理由で性風俗のアルバイトを始めた若年層が、性暴力のターゲットになる場合がある。このような状況で性暴力被害に遭った若年の被害者に対しては、責めるのではなく、性暴力や性風俗の危険性を伝えることが必要であると考えられる。
- 若年者の被害者において、加害者とされる者が性虐待の被害者である場合 もあり、看過することはできない。「おとなの性行動を見聞きすることも、 子供たちへの性虐待に当たること」を広く啓発する必要があると考えられ る。

# (ウ) 団体K

# a. 支援者からみる若年層における性暴力の被害状況・特徴

- ・ 若年層の性暴力被害の特徴なものとして、「家に居場所がないため家出をして、SNSで知り合った相手からの性暴力被害」、「ガールズバー、キャバクラ、風俗店勤務の中での性暴力被害」、「援助交際・買春による性的搾取」、「性的画像等の撮影・拡散による被害」等が挙げられる。
- ・ 若年層の性暴力被害者のうち、児童自立支援施設に入所した者は、「非行者」とされ、性暴力の「被害者」としては扱われないこともある。また、 同施設においての性教育は不十分であり、退所後の継続的な相談・支援体制も整備されていない。
- ガールズバーやキャバクラ、出張マッサージなどといった仕事に従事する中で、性暴力被害に遭った若年層の被害者の中には、客との身体的接触はないという約束で始めた者も多い。
- ・ 性的画像等の送付を要求された際、自宅の自分の部屋という閉鎖的で安全 な空間で撮影するため、あまり恐怖心を感ずることなく、加害者に要求さ れるままに胸や性器の画像を送ってしまう場合がある。

#### b. 若年層における相談(保護)・支援において困難と感じた点・工夫した点

- ・ 性暴力の被害者が警察に行き、警察からワンストップ支援センターにつながった場合、必要な処置や検査、処方等を、制限はあるが公費で受けることができる。ただし、特に若年層の被害者の場合、警察に行くことをためらう場合が少なくない。直接被害者がワンストップ支援センターや一般の医療機関を受診した場合、検査や治療に必要な費用は、保険診療としても自己負担分が発生する。緊急避妊薬やHIV検査は保険診療にならないので、負担額は大きい。
- ・ ワンストップ支援センターでは、被害者の自己負担分を寄付金により捻出 し、サポートしている。
- ・ 加害者が被害者と同じ学校の生徒の場合、学校側がどれだけ迅速に、被害者が安心して通学できる環境を整えることができるかにより、その後の被害者の回復状況が異なってくる。学校側が被害者を守るという立場で動けないとき、被害者は自宅待機になったり、不登校になってしまったり、転校を余儀なくされたりする場合が少なからずある。このような状況の回避に向け、ワンストップ支援センターは学校関係者と話し合いを持ち、被害者が安心して通学できる環境づくりを追求している。
- 警察に言うことをためらっている被害者から採取した証拠物を保管する

ため、ワンストップ支援センターでは専用の冷凍庫を設置している。また、薬物を使用されたと考えられる性暴力被害は、若年層にも少なくない。そういう被害の場合、尿や血液中に薬物が存在している間に、証拠物として尿や血液を採取し保管しておくことは、重要な意味がある。そういった被害者がホットラインに電話をして来たとき、支援員は薬物の関与を察知し、できるだけ早く拠点病院にある救援センターに来てもらえるよう、説明・説得している。

- ・ 性暴力被害により性感染症に罹患する可能性がある。疾患により潜伏期が 異なるので、検査の時期も異なる。初診時の検査は、被害までの状態を知 ることになり、被害により感染したか否かは潜伏期が経過してからの検査 で判明する。クラミジア、淋菌感染は、被害後約2週間で判明し、HIV、梅 毒、B型肝炎などは被害後4週間で判明する。
- 同時に被害後の心の状態や、登校状況、家族との関係などを把握し、カウンセラーの紹介、弁護士紹介や精神科医師の紹介などさらなる支援を総合的包括的に提供していくうえでも、被害後の再診、フォローアップが重要である。
- ・ 若年層の性暴力被害者の場合、親元から離れて働こうとしても、親からも どこからも経済的援助が期待できない場合がある。このような場合、運営 団体の基金から生活費用として貸与することがある。

# c. 若年層における相談 (保護)・支援の在り方に関する意見・期待

- ・ 性暴力被害者支援体制の充実を図る上で、産婦人科医療と性暴力被害者支援は一体のものとして、総合的包括的な支援が提供される必要がある。病院拠点型の救援センターの整備が全国的に進むことが望ましいと考えられる。
- ・ 24 時間 365 日体制で相談を受け付けているが、ワンストップ支援センターに関わる医師・支援員の数や、ワンストップ支援センターの運用にかかる財源が限られているため、支援体制を維持するのは容易ではない。ワンストップ支援センターにおける支援活動の継続に向け、今後、財政的援助も含め、救援センターに対する公的な援助の拡充が図られることが望ましいと考えられる。
- ・ 「非行」として児童自立支援施設に入所した若年の性暴力被害者が、施設 退所後に家に戻り、過去の交友関係を辿って再び被害に遭うような状況に 陥らないよう、性暴力の被害者としてケアされ、段階的に社会復帰できる ような支援体制づくりが進められることが望ましいと考える。
- 性暴力が学校内で発生した場合における学校側の対応の指針や支援内容の明確化が図られることが必要であると考えられる。
- ・ 若年層の中には、家庭における性虐待などの性暴力により家庭に戻ることができず、街中で居場所を求め、性暴力被害に遭う者も少なくない。このような被害の予防に向け、街中に、若年層が自由に立ち寄って、安心して食事や仮眠を取ることができる居場所ができることが望ましいと考える。
- ・ 現在、ワンストップ支援センターにおいて強制わいせつの相談が少ない。 強制わいせつの場合でも、相談する方が望ましいことを伝えていく必要が ある。強制わいせつを軽く考えてはいけない。相談することにより、回復

が促進される。

・ 若年層の性暴力被害者の中には、顔、身体、下着の中等を撮影して送ることの危険性に関して認識が低い者も多い。このような被害を予防するためにも、小学校の時から、「あなたのからだのどの部分であっても、人に勝手に触られたり、写真を撮られたり、撮ったものを送ったり渡したりするものではない」ことを伝えることが重要であると考えられる。

#### ウ いわゆるアダルトビデオ出演強要被害者支援団体

#### (ア) 団体 L

- a. 支援者からみる若年層における性暴力の被害状況・特徴
  - ・ モデルのオーディション、路上でのスカウト、パーツ・モデルの募集等を きっかけに、AVプロダクションにつながり、AVへの出演を強要される 場合がある。
  - ・ AV出演強要の被害は、性別を問わず発生しており、男性の被害者からの 相談もある。
  - AV出演強要の被害時の年齢は、19 歳~20 歳代半ばが多い傾向が見られる。
  - ・ 未成年の場合、プロダクション側は、まずチャットレディの仕事で性的な 行為に慣れさせ、成人になった後にAVに転向させる場合がある。
  - 地方出身者の場合、「交通費や宿泊費は、撮影時に支給する。」、「寮を完備 している。」等とスカウト等に言われ、都市部に出てきて被害に遭う場合 がある。
  - ・ AV制作会社の面接において、出演の意思がないことを伝えても、執拗かつ巧妙に説得され続け、本人の意思が固まる前から、メーカーへの営業回りの予定を組まれ、話が進んでしまう場合がある。
  - ・ 「絶対にばれない。」、「安心していい。」と言われ、NG項目を示され、どのような行為がNGか確認を求められるが、すべてNGをつけるとプロダクション側から、「NG項目を増やすと仕事が入らない。」、「後で『できない』と言えばよい」、「プロダクション側の顔を立てて欲しい。」等と言われ、AV出演を断れない状況に追い込まれる場合がある。
  - ・ メーカーにおける面接時において、NG行為について、チェックリスト等で確認が行われるが、このような確認は形式的なものであり、撮影時には、NGと伝えた行為にも応じるよう要求される場合がある。
  - ・ 「絶対にばれない。」と言われても、本人であることがわかるような宣伝 が行われたりする場合がある。
  - ・ パーツ・モデルといった、一見、AVとは関係がないアルバイト等であっても、事務所に行った際に、宣材写真の撮影として、下着姿や、「乳がん検査の広告」のためといって上半身裸の写真を撮影され、その写真を宣材に、メーカー回りに同行させられ、契約書の内容について詳細な説明がないまま、署名を求められ、AVへの出演が決まる場合もある。
  - ・ 契約書に、「・・・(AV出演も含む。)。」等と括弧付きで記載されている場合もあるが、「それは、選択できるから。」と説明され、署名するよう説得される場合もある。
  - プロダクションのスタッフの中には女性も多く、相談者と友達のような関

- 係性を作り、AV出演を断りにくいような状況に追い込まれる場合がある。
- ・ 男性のスカウトやマネージャーの場合は、恋愛感情を利用したり、女性の 抱える心配事や悩み事を親身になって聞いたり、おしゃれなお店に食事に 連れていったり、プレゼントをしたりするなどして、親しい関係性を作り、 出演を断りにくくさせるアプローチも散見される。
- ・ 「辞めたい。」とメールで送ったところ、プロダクション側から電話で説得され、その後、「頑張ってみます。」などとメールで返事をすると、そのメールの文面が、裁判において、被害者本人にやる気があったことを証明する証拠として提出される場合もある。
- ・ 体調不良や精神的不安定により、撮影に行くことができないと伝えても、「契約書がある。」、「違約金が発生する。」、「関係者全員に迷惑がかかる。」 等と言われ、撮影に応じざるを得ない状況に追い込まれる場合がある。
- ・ 相談者の中には、10年以上前に出演したAV作品の画像が、インターネット上に掲載されているのを見つけ、削除をしたいという相談もある。
- ・ 被害者の多くは、AVに出演していることが周囲にバレることを恐れ、次 第に友人・知人と距離を置くようになる場合がある。また、業者側の巧妙 な誘導等により、家族や友人等との関係を継続することが難しい状況に追 い込まれ、最終的に被害者の回りには業界関係者しかいない、という状態 に置かれる場合もある。

# b. 若年層における相談(保護)・支援において困難と感じた点・工夫した点

- ・ 販売されたAV作品について、弁護士とメーカーとの交渉により販売停止 にできる場合もあるが、インターネット上で一度画像が拡散されてしまう と、完全に削除することは難しい。また、販売停止となった作品でも、別 会社から発売されることもあるため、被害者は「身バレ」の恐怖に晒され 続ける。
- ・ 被害者が男性の場合、「男性でも相談してもよいか。」、「男性でも、AVの 相談はあるのか。」等と、まず確認してから相談を始める場合が多い。
- ・ 相談機関がある地域以外からの相談の場合、現地の弁護士や婦人相談員等 と連携して対応を行っているが、支援者側にも、AV出演強要の被害者に 対する偏見や、被害者の自己責任を問う風潮が根強くあるため、被害者が 二次被害を受ける場合もある。
- ・ 被害者本人が、恐怖心等から、プロダクションやメーカーとのやり取りの 履歴を削除している場合、違法性の立証が困難となる。

# c. 若年層における相談 (保護)・支援の在り方に関する意見・期待

- ・ インターネット上に掲載された画像の削除について、特に海外のサーバーから配信されたものの削除が極めて難しい。明らかに児童ポルノに該当するものであれば迅速に対応できる場合もあるが、成人の動画については、難しいのが現状である。インターネットに画像が掲載され続けている限り、被害者は安心して生活を送ることができない。今後、画像削除に関する対策を進めることが必要であると考えられる。
- ・ AV出演強要等に関する相談は、都市部のみならず、地方からも多く寄せられるが、支援団体は都市部に集中しているため対応が難しい。今後は、各地域において、AV出演強要の被害に対応できる相談員等の育成等、支

援体制の強化が図られることが望ましいと考えられる。

・ 相談者の中には、「被害に遭ってしまったのは、自分が気を付けていなかったから。」などと自分を責め、相談をためらう場合がある。広報啓発を通して、被害者への偏見、被害者の落ち度を責めるような風潮の改善を図ることが重要であると考えられる。その際、広報啓発の内容自体が、被害者を責めるようなものとならないよう、配慮することが必要であると考えられる。

## (イ) 団体M

## a. 支援者からみる若年層における性暴力の被害状況・特徴

- ・ AV出演強要に関する相談の主な内容としては、「インターネットで頒布 された画像等を削除したい。」、「DVDを販売停止にしたい。」という内容 のものが多い。
- ・ AV出演強要の被害者の中には、男性の被害者もいる。中には、体育会系 モデル、イケメンモデル等の募集に応募したことをきかっけに、ゲイビデ オへの出演を強要される場合もある。また、練習で忙しい体育会系の学生 を対象とした高収入バイトに応募したところ、ゲイビデオの面接だったと いう場合もある。
- ・ AV出演強要の被害者においては、18歳~19歳の時にプロダクションにつながり、20歳になるとAV出演を迫られる場合もある。18歳~19歳は児童ポルノの対象外となるため、ターゲットとなりやすい傾向が見られる。
- AVに出演したことが周囲に知られたことにより、退学や退職を迫られたり、転居を余儀なくされたりする場合がある。
- ・ AVに出演したことが学校側に知られた場合、学校は、AV出演強要の被害者を「被害者」として扱わず、AVに出演したことを理由に、被害者に対して退学を迫る場合が多い。退学になる前に、支援団体や弁護士とつながることができれば退学を免れる場合もあるが、支援団体につながる前に、退学となる場合もある。
- ・ プロダクションやメーカーとの契約において、作品の二次的利用が認められているため、オムニバス、総集編等が次々に販売される。本人の肖像権は守られず、二次使用による利益も本人に還元されない。

## b. 若年層における相談 (保護)・支援において困難と感じた点・工夫した点

- ・ 一度、AVの動画がインターネットに掲載されると、全てを回収すること は難しい。無修正画像の場合は、違法情報として、政府の委託機関に通報 し、掲載されたサイトの管理者に対して削除要請等をすることができるが、 違法情報に該当しない場合は削除要請ができない。また、海外を経由して 配信されたものについては、発信元を特定することが極めて困難であるた め、削除が難しい。
- 支援団体において、ボランティアを募り画像削除を行っているが、完全削除することは難しい。また、個人が端末に動画の場面を静止画像として保存している場合もあり、たとえインターネット上の画像を削除することができたとしても、後日、また掲載される可能性もあるため、完全に削除することは難しい。
- 被害者が最も知られたくないのは、AV出演時の名前であるが、削除対象

となる画像を特定するためには、出演時の名前が必要となるため、被害者 の心理的負担が大きい。

- 加害者を特定することが難しいため、事件化に至らない場合が多い。
- ・ 未成年の場合、法テラスを利用するためには親の同意が必要となることから、過去の虐待等により親との関係性が悪い場合は、利用をためらう場合もある。中には、20歳になるのを待って法テラスを利用する者もいる。
- 事業者側とのメールやSNSでのやり取りが残っている場合もあるが、その内容は、事業者側に有利な証拠として使えるような内容である場合がある。
- ・ 登記している法人等であれば、特定することができるが、個人的に撮影した性的画像等をインターネット上等で販売している場合は、個人を特定することが難しく、事件化が困難となる。
- ・ 児童ポルノからAVに転向させられた場合、AVを辞めて昼間の一般の職業に就こうとしても、思春期を、児童ポルノの世界で過ごしたことから、基本的な社会的習慣が身に付いていない場合も多く、就労先を見つけることが困難な場合がある。
- ・ 違法情報・有害情報の発信者開示の仮処分を本人訴訟でできるが、労力が いる。
- ・ 面接相談を行う場合は、相談者の居所に近い場所等、相談者が安心して話 すことができる場所に支援員が出向く場合も多い。また、支援の初期の段 階においては、なるべく支援者から聞き出すことはせず、相談者本人の主 訴に寄り添った対応をしている。
- ・ 被害者が未成年の場合、被害状況等を言語化して人に伝えることが困難な場合があることから、支援団体が相談内容を整理し、本人の同意を得たうえで、支援に必要な情報を、弁護士や他の支援機関と共有している。

# c. 若年層における相談 (保護)・支援の在り方に関する意見・期待

- ・ プロダクションおよびAV制作会社に対する刑事的責任追求の強化に向けた議論等が進められることが望ましいと考えられる。
- ・ 無修正の性的な動画は海外の配信会社を経由して国内で拡散されている場合が多いが、このような流通を取り締まるための対策がないのが現状である。今後、海外のプロバイダを経由した性的動画の配信の取り締まりや、画像の削除に向け、海外の司法機関等との連携等を通して、対策の強化が図られることが望ましいと考えられる。
- ・ 性的な画像がインターネットを通じて拡散されることにより、被害者が長期にわたり多大な精神的苦痛等を受け続けることを「デジタル性暴力」と 捉え、このような暴力の特性に応じて、被害の未然予防・拡大防止策が講 じられることが望ましいと考えられる。
- ・ 10 年以上前に撮影された児童ポルノ画像が、インターネット上等に掲載され続けていることにより、長年に渡り精神的苦痛を受け続ける場合もある。 このような状況の改善に向け、「忘れられる権利」に基づく被害者の救済 に向けた取組等が進むことが望ましいと考えられる。
- ・ 女性の被害者は社会問題化されているが、男性被害については、社会問題 化されていないため、被害が潜在化する傾向にある。今後、AV出演強要 の被害は性別を問わず起きていることを広く周知すること等を通して、男

性の被害者が相談しやすい環境づくり等が進められることが望ましいと 考えられる。

・ 民法の成年年齢が 18 歳に引き下げられることに伴い、これまで未成年として出演契約の取消し及びAV作品の販売等の停止を行うことが可能であった 18 歳、19 歳に被害が拡大することが懸念される。このような成年年齢の引下げに伴う被害の拡大の危険性に留意し、取組が進められることが望ましいと考えられる。

# エ 教育の場等における性暴力被害者支援団体

## (ア) 団体N

- a. 支援者からみる若年層における性暴力の被害状況・特徴
  - ・ 指導教員や同じ研究室の学生から性暴力の被害を受けた場合、研究への影響を恐れ、被害について学内の相談室に相談することをためらったり、相談したとしても、加害者の処分等を希望しない場合もある。
  - ・ 性暴力被害者の中には、体調不調ということで学内の保健センター等に相 談するが、性暴力の被害について、相談できない場合もある。
  - 男子学生が占める割合が高い理系の研究室等の場合、女子学生が性的な対象と見られる傾向が高くなり、指導教員や同じ専攻の男子学生等から、性暴力を受ける場合がある。
  - ・ サークルの中で性暴力の被害を受けた場合、サークル活動の停止等、サークル全体に影響が及ぶことに対する不安から、加害学生の処分に向けた手続き等を行うことに、強い抵抗感を示す場合がある。
  - ・ 大学の教員側に、性暴力について理解がなく、被害者が二次被害を受ける 場合もある。中には、指導教員から、「あいまいな態度を取ったあなたが悪い。」、「別の研究室に移りなさい。」などと言われる場合もある。

# b. 若年層における相談 (保護)・支援において困難と感じた点・工夫した点

- ・ 加害者が外国人である場合、言語、文化、価値観の違いから、再加害の防止に向けた指導や処分について理解を得ることが難しい場合がある。
- ・ 性暴力の加害者が、大学と雇用関係にない課外活動のコーチ等である場合、 大学としての対応を取ることが難しい。
- ・ 警察による事情聴取等により、数日間授業を欠席せざるを得ない場合は、 被害内容については伏せたまま、授業担当者に対して、欠席の連絡をする とともに、欠席による不利益がないよう配慮を依頼している。
- ・ 大学院において指導教員から性暴力の被害を受けた場合、研究科長等と相談し、指導教員を変更するなど、被害者が大学院を無事修了できるよう環境づくりを図っている。また、研究科長等から、加害教員に対し、「被害者に一切接触しないこと。」、「修了の妨害をしないこと。」等の警告を行っている。
- ・ 被害者が理系専攻の場合、実験等により大学を休むことが難しいため、関係部局と連携の上、加害者と接触しなくてもよい環境を整え、研究が継続できるような支援を行っている。
- 困っていること、解決したいこと等を上手く話すことができない被害者の 場合、あらかじめ伝えたいことを手紙に書いてもらうなどし、面談で相談

内容と今後の支援方針に関する意思確認を行っている。

- ・ サークル内で性暴力の被害が起きた場合、加害学生に対して強く指導する とともに、被害者への二次被害防止に向け、サークル全体に対して、性暴 力の研修を実施する等の対応をしている。
- ・ 相談内容に応じて、警察への被害届提出時、事情聴取、現場検証等に相談 室の支援員が同行する場合もある。
- ・ 大学内に相談室を設置しているが、相談すると大学に対して加害者処分に 向けた正式な申立てを行わなければならないという印象があることから か、相談をためらう学生も少なからずいる。学生が、被害について安心し て相談することができるよう、相談室における支援内容や、相談後の支援 の流れ等について、引き続き、学内において周知を図る必要があると感じ ている。

#### c. 若年層における相談 (保護)・支援の在り方に関する意見・期待

・ 大学における性暴力被害者に対する心理的ケアについては、フェミニストカウンセラーが相談員として配置されている相談室の場合は対応が可能であるが、それ以外の相談室の場合においては、対応に限界がある。今後は、大学の相談室と地域のワンストップ支援センター等の関係機関の連携促進を図り、地域において、被害者が相談しすい体制づくりを進めていくことが必要であると考えられる。

# (イ) 団体O

#### a. 支援者からみる若年層における性暴力の被害状況・特徴

- ・ 教員から生徒に対する言葉によるハラスメントも発生している。中には、 生徒に対し、「キスしたい。」、「抱きしめたい。」、「お風呂に入っている姿が 見たい。」といった内容のメールを、時間帯を問わず送り続ける教員もい る。
- ・ 部活等の顧問やコーチから、「信頼しているなら裸になれるはず。」等と言われ、身体を触られたり、性行為を強要される場合がある。プロのスポーツ選手を目指していたり、全国大会への出場に向け指導者を信頼して練習を重ねている場合、このような要求を断ることが難しく、被害を繰り返し受ける場合もある。中には、このような部活の顧問による性暴力が「儀式」として代々伝えられている場合もある。
- ・ 同性のグループの中で、服を脱がされたり、性器に異物を挿入されたりするなどの被害を受けた場合、被害者は、拒絶すると友達を失ってしまうかもしれないという不安等から、被害について親にも学校にも相談することができない場合がある。また、学校側は、性暴力被害への無理解から、「遊びだったのでは。」、「仲の良い者同士のグループの中で、そんなことが起こるはずがない。」と捉え、被害者の救済に向け、学校として積極的な対応を取らない場合もある。
- ・ 被害に関するうわさが、学校内や地域に広がったことにより、転校や引越 しを余儀なくされる場合もある。
- 生徒に対して性暴力を行った教員が、処分等を受けることなく、数十年間、 同じ学校に勤務している場合もある。
- 生徒に対して性暴力を行った教員が、被害者の支援に携わっているPTA

役員の子供に対し、パワー・ハラスメント行為を行う場合もある。

# b. 若年層における相談(保護)・支援において困難と感じた点・工夫した点

- ・ 学校や教育委員会における性暴力の再発防止に向けた対策が不十分な場合もある。例えば、トイレにおいて女子生徒に対して性暴力を行った教員が「気分が悪くなった生徒を介抱していただけ。」と説明したことを受け、「誤解を招くような行為はしないように。」と注意するに留まったり、美術部の顧問が、女子部員に性的なポーズを取らせデッサンを繰り返していたところ、教員の「個人の趣味の領域」であることを理由に被害予防に向けた対策を取ることに消極的な場合もある。また、学校側が、教員が生徒の盗撮に使っていた小型カメラを破棄するといった場合もあった。私立の学校法人においては、性暴力を行った教員を系列校に異動させることのみをもって、事態の収束が図られる場合もある。
- ・ 支援団体に、教員からの性暴力について相談があった場合、公立学校の場合は教育委員会に相談することができるが、私立学校の場合は、当該学校法人と直接協議を行うことになる。私立学校においては、第三者が関与することに消極的であったりすることから交渉が難航する場合もある。
- ・ 教員や生徒等からの性暴力等について、学校に相談をしても、学校や教育 委員会が、学校の管理下で生じた事案でないことを理由に、加害生徒に対 する指導等、再被害の防止に向けた適切な対応が行われない場合もある。
- ・ 教員から生徒に対する性暴力があった場合、学校、教育委員会及びPTAが、「先生がそんなことするはずがない。」、「優秀な先生だから、何かの間違いではないか」、「生徒が嘘をついているのではないか。」等、被害を否定するような態度を取る場合もある。
- ・ 学校内に、性暴力の被害を受けた生徒の立場に立ち、心理的ケアを担う教 員等がいない場合もある。メンタルヘルストレーニングを受けた養護教諭 がいる場合であっても、本務ではないという理由で対応を拒否する場合も ある。
- 同性間の性暴力について、対応できるカウンセラーが限られている。
- 被害により登校が出来ない間の就学を保障する体制がない。

# c. 若年層における相談 (保護)・支援の在り方に関する意見・期待

- ・ 教員による性暴力被害予防に向け、教職課程において、加害者にならない ための予防教育が組み込まれることが望ましい。また、教育実習の実施前 や、教員採用時及び教員資格更新時の研修等、折に触れて、教員による性 暴力被害予防のための教育が行われることが望ましいと考えられる。
- ・ 二次被害の予防に向け、学校、教育委員会の管理職及びPTAの役員等を 対象とした、性暴力に関する研修が実施されることが望ましいと考えられ る。
- ・ 改正刑法において、監護者であることによる影響力があることに乗じたわいせつな行為又は性交等について罰則が新設されたが、教員やコーチ等の指導的立場にある者からの性行為の強制等については、改正の対象外となった。今後、教育現場における教員等による性暴力への対応の強化を図るためにも、教員等の指導的立場にある者からの性暴力についても、厳罰化に向けた検討が進められることが望ましいと考えられる。

# オ その他

# (ア) 団体 P

#### a. 支援者からみる若年層における性暴力の被害状況・特徴

- アルコール依存症、薬物依存症、摂食障害の者の中には、性暴力の被害によるPTSDの症状を抱えている場合ある。
- ・ 性虐待等により家族との関係が良好でない場合、保険証を使うことが難しいことから、医療機関を受診せずに、売薬や友人等からもらった鎮痛剤を服薬し続ける場合がある。このようなことをきっかけに、薬物依存になる場合もある。
- ・ 若年の性暴力被害者の中には、性暴力の被害について、過去に精神科等の 専門家や周囲の者に相談した際に、「嘘つき。」、「ファンタジーだ。」と言わ れるなど、信じてもらえなかった経験をした者もいる。このような経験が ある被害者においては、40代以降にアルコール依存症や薬物依存症の症状 が重症化する傾向が見られる。
- ・ 薬物依存症者の中には、性暴力の影響等により、希死念慮が高く、自殺未遂を繰り返したり、衝動的にインターネットの自殺サイトや殺人サイト等に「死にたい」等と書き込む者もある。インターネットの書き込みに対して、「殺してあげるよ。」等と返事が来ると、「返事があることがうれしい。」という者もいる。このような状態にある者については、精神科医と連携して対応にあたっている。

# b. 若年層における相談 (保護)・支援において困難と感じた点・工夫した点

- ・ 薬物依存症や自殺未遂の背景に性虐待がある場合、状況に応じて、家庭を訪問したり、精神科医から、家族に対して依存症や自殺未遂に至った背景要因等について説明をしてもらう場合がある。このように支援者側が家族に介入することにより、当事者に対して「あなたの問題は、あなたのせいではないことを、私たちは分かっている。」という姿勢を示している。このような支援者側の行動が、当事者にとって自分自身を客観的に捉え直すことができるようになる、きっかけの一つになることがある。
- ・ 過去の性暴力の影響によるPTSDの症状を抱えながら、30代まで生き延びてきた者においては、「自分に起きていることは個人的な問題ではなく、社会的な問題である。」ということを認識することができると、そこから生き直すことができる。
- アルコール依存症、薬物依存症、摂食障害のピアサポートグループを、長年にわたり、各地で開催している。

#### c. 若年層における相談(保護)・支援の在り方に関する意見・期待

- ・ 薬物等の依存症で自殺未遂をする者の中には、性暴力の被害を受けている場合があることから、例えば自殺未遂で救急病院に運ばれた際に、性暴力の被害について確認するなどし、早期に専門的な支援や治療につなぐといった対応が行われることが望ましい。
- 精神障害の背景には、性暴力の被害が潜んでいる場合がある。精神障害の 場合は、疑いがある場合も含め、過去の性暴力被害の有無について留意して対応することが望ましいと考えられる。
- 過去に実父等から性虐待を受けていた場合、実父等の介護をきっかけに、 様々な身体的症状、精神症状に悩まされる場合がある。このような状況を

避けるためにも、被介護者から介護者と対する性虐待の有無について、介護者を決める際等において確認する等の対策が取られることが望ましいと考えられる。

#### (イ) 団体Q

#### a. 支援者からみる若年層における性暴力の被害状況・特徴

- ・ 性暴力の被害者においては、被害直後に相談したり、加害者を訴えることが難しい場合も多い。数か月や数年後経過した後に、過去の被害についてようやく相談できるようになったとしても、「なぜ、すぐに相談しなかったのか。」、「なぜ今さら、訴えるのか。」と責められることも多く、このことによりPTSD等の症状が悪化したり、長期化する場合もある。
- ・ 単回性の性暴力の場合や職場におけるセクシュアル・ハラスメントの場合は、PTSDの症状が強く出る傾向がある。
- 幼児期から長期的に反復して性暴力被害を受けている場合は、複雑性PTSD等の影響から、感情調整や対人関係の構築が困難であることが多い。
- ・ 難治性のうつ病や身体表現性障害により、長年、様々な医療機関等を受診 し、精神安定剤を服薬している者の中には、過去に性暴力の被害を受けた 経験がある者が多い。
- ・ PTSDの症状は、被害から数年経過した後に現れる場合もある。中には、 子育てを行う中で、幼児期における性虐待の記憶が想起され、PTSDの 症状が現れることもある。場合によっては、起き上がれない程、重症化す ることもある。
- ・ 幼児期に性虐待を受けた経験のある母親の場合、子供が、自身が虐待を受けていた年齢になると、過去の自分と重なり、子供に対して厳しい態度を 取る場合もある。
- ・ PTSDの症状は、危険な状況から離れた後に現れる場合もある。例えば、 両親の性行為を見ることを強要され続けた者において、一人暮らしを始め たことをきっかけに、自殺企図や性的逸脱行為といった症状が現れる場合 もある。
- ・ 支援関係機関の言動により、PTSDの症状が悪化する場合もある。中には、警察に相談に行ったところ、女性警察官に「あなたも悪かったのでは。」 と言われたことをきっかけに、PTSDの症状が激しくなり、引きこもりの状況になる場合もある。
- ・ 性暴力の被害者の中には、トラウマ体験の再演として、性的逸脱行為を繰り返すことがあるが、このような状況について周囲から理解を得ることができず、孤立を深め、自殺企図を繰り返す場合もある。
- ・ 性暴力の影響により解離の症状がある場合は、性暴力のターゲットにされ やすく、繰り返し被害に遭う場合がある。

#### b. 若年層における相談(保護)・支援において困難と感じた点・工夫した点

- トラウマ治療について体系的なプログラムが開発されているが、トラウマケアを専門的に行うことができる心理職や専門機関が少ない。
- ・ 若年者の場合、精神科への通院やトラウマ治療を受ける費用を負担することが難しい場合もあり、治療を継続して行うことが困難な場合もある。
- トラウマ治療を行うには、まず被害者本人が性暴力の被害について話せる

状態となり、治療を受けることに対するモチベーションを持つことができる状態となることが重要である。トラウマ治療を受けることができる状態が整うまでに、自傷、過剰服薬、妊娠等を繰り返す者もいるが、専門家としては、被害者が心の準備ができるまで、じっくり待つ余裕をもつことが求められる。

 虐待を行ったり養育困難に陥っている性暴力被害者や、DV被害者とその 子供に対しては、親子相互交流療法 (Parent Child Interaction Therapy)
 を通して、親子関係の改善を図っている。

# c. 若年層における相談(保護)・支援の在り方に関する意見・期待

- 地域における被害者支援に関するバラつきや二次被害等の防止に向け、相談窓口における対応の標準化に向けた体制整備が進むことが望ましいと考える。
- ・ 急性期における初期対応を行う支援機関と中長期的なトラウマケアを提供する専門機関(トラウマケアセンター等)が連携して被害者支援を行うことができるような支援体制の整備が進められることが望ましいと考える。
- ・ 性暴力被害に関するメンタルヘルスの専門家がいない相談機関等においても、性暴力被害による影響等に関する正しい理解のもと適切な対応ができれば、予後の状況は大きく変わる。今後、支援関係者を対象とした研修等を実施し、メンタルヘルスの専門家ではない者であっても、性暴力被害が個人のメンタルヘルスに与える影響等を理解した上で、相談対応を行うことができるような体制づくりが進められることが望ましいと考える。
- ・ 幼児期における性暴力被害の場合、解離症状により被害の記憶が長期間なかったり、PTSDの症状が現れてから被害について訴えるまで長期間を要する場合がある。このような性暴力被害の影響を踏まえ、幼児期に性暴力を受けた被害者の救済に向けた法律の見直しが進むことが望ましいと考える。
- ・ 性暴力被害の回復に向けて、被害後は、なるべく早く専門的治療につながることが望ましいが、「被害に遭う方が悪い。」、「被害者の言っていることは信用できない。」といった認識が根強く残っている社会においては、被害者は被害について相談することすら難しい状況に置かれている。被害者が安心して、早期に適切な支援につながることができるよう、学校教育等を通して、性暴力に関する正しい知識や、二次被害防止に向けた啓発が行われることが望ましいと考える。

#### 3 事例からみる若年層における性暴力について

# (1) 若年層における性暴力の主な内容(事例・解説)

以下、事前調査及びヒアリング調査(以下、本調査という。)の内容に基づき、若年層における性暴力被害の主な状況を事例にまとめるとともに、状況を理解するためのポイント等を示す。なお、各事例は、調査団体から得られた事例に基づき構成したものであり、支援団体や個人が特定できないよう一部内容等を変更したものである。また、状況理解のためのポイント等は検討会における所見に基づくものである。

## ア 事例1

# 【性欲を満たすための対象としてしか存在価値がない人間のように感じる(19歳、 女性A、大学生)】(相談経路:支援団体へのメール相談)

#### (幼児期~)

家では、小さい頃から両親の喧嘩が絶えず、父が母に対して、怒鳴ったり、物を投げつけたりすることもしばしばあった。家で親と話をしたくても、いつも気持ちを否定されるため、小学校の頃から、両親とはあまり話さないようにしている \*1。

## (中学生・高校生)

中学校、高校生時代は、いじめの影響で、一人で過ごすことが多かった。中学生の頃は、リストカットしていた\*<sup>2</sup>。そんな状況に耐えきれなくて、ネットに「もう消えてしまいたい。」と書き込んだら、「大丈夫?」、「話聞くよ。」とやさしい言葉が返ってきた。返事をくれたうちの一人と会ったところ、後日、わいせつな画像が大量に送り付けられてきた\*<sup>3</sup>。

# (大学生)

大学進学後、一人暮らしを始めた。親からの仕送りだけでは足りずアルバイトを始めたが、アルバイト先の店長に身体を触られたりたり、抱きつかれたりすることが続いたので、怖くなり辞めてしまった \*4。ある日、街で声をかけられ、高収入のアルバイトを紹介された。アルバイトを辞めたばかりだったので、興味がありついて行くと、添い寝のアルバイトだった。その後、アルバイトの客から性行為を強要された。避妊してもらえなかったので、心配だったが、妊娠はしなかった \*5。

街では、カフェにいる時に、向かいの席の男性が自慰行為を見せてきたり、クラブに行った時に、知らない男性が、洋服の中に手を入れてきたこともあった。どこに行っても何をしても結局性的な行為を求められる。自分が男性の性欲処理用のおもちゃとしてしか存在価値のない人間のように感じる\*6。

大学にいても、一人でいることが多い。最近、過食嘔吐を毎日のように繰り返している。リストカットも止められない  $*^7$ 。大学にもアルバイトにもほとんど行っていない。家で動画サイトを見ていたら、たまたま、同じような状況にある女の子の話を聞いている支援団体の動画を見かけ、その支援団体に、「リストカットが止められない。食べ吐きもひどい。もう消えたい。」とメールを送ってみた  $*^8$ 。

#### 【状況理解のポイント】

#### ○ 「面前DV」による影響(\*1)」

Aは幼児期からいわゆる「面前DV」の被害を受け続けていること、また、「いつも気持ちを否定される。」ということなどから、Aにとって家庭は、安心できる「居場所」ではないことがうかがえる。

# ○ 学校生活における孤立、自傷行為(\*2)

Aは、いじめの影響により、家庭のみならず、学校においても「居場所」がなく、孤立状態が深刻化している様子がうかがえる。また、自傷行為の背景には、面前DVやいじめの影響がうかがえる。

# ○ 「もう消えてしまいたい。」という書き込みからつながる性被害(\*3)

Aの書き込みに対して「大丈夫?」などと返事をした男性は、後にわいせつ画像を大量にAを送付していることから、当初からAを性的対象として近付いてきたことがうかがえる。

# ○ アルバイト先におけるセクシュアル・ハラスメント(\*4)

アルバイト先の店長から、身体を触られる等の性暴力が一定期間継続していたことから、Aは店長に対して明確に拒絶の意思等を伝えることができなかったことがうかがえる。加害者が店長であることから、否定的な態度を取ることによりアルバイトを続けることができなくなり、生活が困難になることを不安に思ったのではないか。

# ○ 街での高収入アルバイトの勧誘をきっかけに性暴力被害に遭う(\*5)

街での高収入アルバイトの勧誘で、性風俗関連のアルバイトにつながり、客から密室で性行為を強要される場合もある。また、このような性暴力被害により、性感染症に感染したり、望まない妊娠を繰り返したりする場合もある。

# ○ 「自分が性欲処理用のおもちゃとしてしか存在価値のない人間のように感じる。」(\* 6)

Aは、度重なる性暴力の影響により、自らを「性欲処理用のおもちゃ」としてしか価値がないと感じるほど、著しく自己尊重感が低下していることがうかがえる。

#### ○ 性暴力等による生きづらさの対処法としての摂食障害、自傷行為(\*7)

性暴力被害や、過去のいじめ、家庭環境等の影響が積み重なり、人間関係の構築や社会生活を送ることが困難となっている。摂食障害や自傷行為は、過酷な状況を生き延びるための行為となっている場合があることから、無理に止めさせようとすると、症状が深刻化したり、自殺念慮が高まる場合もある。

#### 相談のきっかけはインターネット(\*8)

Aは、自傷行為や過食嘔吐が、自分ではどうすることもできない状態に陥った状態の中、インターネットの動画サイトで同じような状況にある同年代の女性を支援している団体があることを知り、ようやく自分自身が抱えている問題について相談するという行動を起こすことができた。しかし、性暴力の被害については、初回のメールにおいて開示していないことから、性暴力について相談することの難しさがうかがえる。

#### イ 事例2

【初めの被害は先生からだった。(18歳、女性B、通信制高校在学中)】(相談経路:ワンストップ支援センターへの電話相談)

#### (中学生)

中学生の時、頻繁に部活の顧問に呼び出され、抱きしめられたり、下半身を触られたりした\*1。その時、気持ちが悪く、逃げ出したかったが、日頃から相談にのってくれたり、丁寧に指導してくれていた先生だったので、拒否してもいいのかわからなくなってしまい、身動きがとれなかった。また、部活の帰りに、顧問が「車で駅まで送ってあげる。」というので乗車すると、シートベルトを確認する振りをして、胸や足を触られた。また、車内で先生の下半身を触るよう要求された\*2。その後、他の先生も信じることができなくなり、学校も部活も休みがちになった。顧問が心配して家に電話をかけてきたことから、しばらく学校に行けなくなった\*3。

# (高校生)

なんとか、中学を卒業し、通信制の高校に行くこととなった。家では、腫れ物扱いされるとともに、常に成績優秀な弟と比べられるため、あまり家族と一緒にいたくない。親からは何も期待されていないと感じる。高校に入って半年過ぎたころから、家に帰らずに、朝まで営業しているインターネットカフェ等で過ごすことが増えていった \*4。ある日、朝まで過ごせるところを探して街を歩いていると、見知らぬ男性に声をかけられ、怖くなり走って逃げたが、捕まえられて車の中に押し込まれ性行為を強要された \*5。その夜の記憶はあまりなく、思い出すこともできないし、今も現実感がない \*6。

その後、生理がこなかったため市販の検査薬で調べたところ、陽性だった。病院に行ったほうが良いと思うが、受診すると親にバレるので、どうすればよいかわからない。性暴力については、これまで、どこにも相談したことがなかった。インターネットのニュースで見たワンストップセンターというところに夜中に電話してみた\*<sup>7</sup>。

# 【状況理解のポイント】

#### ○ 教員という立場を利用した性暴力(\*1、\*2)

加害者が教員・コーチ等の指導的立場にある者の場合、被害者は「先生だから」、「指導してもらっているから」、「逆らうと怖いから」等といった理由から、「拒んではいけない」、「逆らってはいけない」という心情に陥り、加害者からの行為を拒むことが難しい状況に置かれてしまう場合がある。このような状況を利用して、加害者が性暴力行為を繰り返すことが多い。

# ○ 信頼していた者からの性暴力の影響(\*3)

信頼していた教員からの性暴力の影響により、他の教員への不信感も強くなり、学校に行くことが苦痛な状況となっている。さらに、本事例のように、加害者である教員が学校に残り続けている場合は、学校に行くこと自体が被害を想起するものとなることから、学校に行くことに強い恐怖心を抱く状況に追い込まれている。

# ○ 「居場所」を求めて街を漂流している若年女性をターゲットとした性暴力(\*4、\*5)

両親に受け入れられていないと感じているBにとって、夜の街が、「やっかい者」として腫れ物扱いされずに安心して過ごすことができる「居場所」となっていることがうかがえる。また、このような若年の性暴力被害者においては、トラウマ体験による解離

症状として、周囲から見ると「ぼーっと」しているような状態になる場合があり、このような若年女性は、加害者には「反抗しない。通報しない。」者として映る場合があることから、性暴力の対象とされやすい場合がある。

# ○ 「記憶がない」のは解離症状の現れ(\*6)

受け入れることができないようなつらい体験がある場合、解離症状が現れ、本事例のように、現実感がなく、全てが「他人事」のように感じられる状態になる場合もある。また、現実感がないことから、自分の安心・安全を守るための適切な対処を取ることができなかったり、「ぼーっと」しているように見えたり、一貫性のない言動を繰り返すこともあるので、注意深く見守る必要がある。

# ○ 「妊娠」が相談の一つのきっかけとなり得るが・・・(\*7)

中学校時代の部活の顧問からの性暴力や、高校時代の性暴力について、これまでどこにも、誰にも相談をしていないBにとって、妊娠が支援につながる一つのきっかけとなった。また、インターネットのニュースで取り上げられていたワンストップ支援センターが、夜間の時間帯も相談を受付けていたことにより、支援につながることができた。

#### ウ 事例3

【**家に帰るのが怖い。(20歳、女性C、アルバイト)**】(相談経路:医療機関から紹介されて支援団体へ電話相談)

## (中学生)

両親が離婚して、母親と暮らすことになったが、小さい時から母親とはあまり仲がよくなかった。

離婚後 2年目に、母親に恋人ができて同居するようになった。母親が不在の時に、母親の恋人から繰り返し性行為を強要されるようになったことから、家に帰るのが怖くなり、公園や友人の家等で夜を過ごすことが多くなった  $*^1$ 。母親の恋人は、いつも不機嫌で、母親に対して暴言を吐いたり、物を投げたり、私が家にいる時も、別の部屋で母親と性行為をしていた。母親は、私が母親の恋人から性行為を強要されていることに気づいているようだったが、何もしてくれなかった  $*^2$ 。

# (高校生)

夜に外出して街で過ごすことが常態化していたある日、友人と友人の知人の男性とカラオケに行き、出された飲み物を飲むと急に眠気に襲われた。起きると、下着をつけていない状態で、ソファーの上に一人取り残されていた。胸や下半身には痛みが残っているが、どうしてこうなってしまったのか、記憶があいまいで思い出せない \*3。どうしたらいいかわからなかったので何もせず家に帰った。翌日友人に「どうして先に帰ったの。」と聞くと、「勝手に眠っちゃったから先に帰った。」と言われただけだった。

その後、同じ友人から援助交際の相手を紹介されるようになった \*<sup>4</sup>。援助交際の相手 からは、お金をもらえたり、食事をおごってもらえたり、泊まるところを提供してもらえ たので、家に帰らずにすみ助かった。

#### (高校卒業後)

高校を卒業したので家を出た。キャバクラやチャットレディのアルバイトをし、一人暮らしを始めた。夜になると寂しくなり、店で知り合った客と飲みに行くこともしばしばあった。その際、性行為を要求されると、断わることができず、避妊をせずに性行為を行うこともある  $^{*5}$ 。

妊娠していないか不安になり産婦人科に行った際、支援団体の電話番号を教えてもらったので、暇な時、時々かけている。

#### 【状況理解のポイント】

# ○ 母親の交際相手からの性暴力が怖くて帰れない(\*1、\*2)

母親の不在時に、母親の交際相手から繰り返し性行為を強要されることから、Cにとって家は安全な場所ではない。Cの母親は、Cが自身の恋人から性行為を強要されていることに気がついているようだが、自身へのDVが激化することを恐れ、Cを守るために具体的な行動をとることが難しい状況に置かれていることがうかがえる。

# ○ 薬物を使用した性暴力(\*3)

Cの場合、飲み物を飲んだ後、急に眠気に襲われていることから、飲み物に睡眠薬が 混入されていたことが疑われる。このような、薬物を使用した性暴力の場合、被害時の 記憶がなくなるといった症状(薬物性健忘、前向性健忘)が現れることから、たとえ身 体に性行為を強要されたと思われるような感覚が残っていたとしても、何が起こったの かわからず困惑し、「相談する」という行動をとることが難しい場合もある。

# ○ 人を信じやすい、性行為を断れない(\*4、\*5)

Cは友人からの紹介で援助交際を繰り返したり、客からの性行為の要求を断ることができない等、性暴力のリスクが高い状況を回避するための適切な判断や対処が難しい状況にあることがうかがえる。この背景には、PTSDを始めとするトラウマの影響又は発達障害や軽度知的障害等の、何らかの障害の影響がある可能性があると考えらえる。

#### 工 事例 4

【**安心して過ごせる場所が欲しい。(17歳、女性D、高校生)**】(相談経路:支援団体へのSNS相談)

#### (小学生)

小学校の時、近所の顔見知りの男性に体を触られたり、男性の性器を口に入れられたりすることが何度もあった \*1。母親に相談したところ、「自分から誘ったんじゃないの。」と言われ、信じてもらえなかった。否定されたことがショックで、その後、同じような行為があっても、誰にも相談しないことにした \*2。

#### (中学生)

中学生の時、母親の交際相手が週に何回も来るようになった。母の交際相手は、気に入らないことがあると大声を出して母を叱責したり、蹴ったり、性行為を強要したりしていた\*3。家には帰りたくなかったので、次第に友人たちと街で過ごすことが多くなった\*4。街で過ごすお金はいつも足りなかった。

#### (高校生)

高校生になっても、家の状況は変わらず、街で過ごすことが多かった。ある日、「高収入、初心者歓迎」「待合室では、スマホ充電可、ネイルし放題、お菓子・飲み物あり!」というアルバイトの募集広告をインターネットで見つけた。アルバイト代も稼げて、タダで時間を過ごすことができるならと思い、友達とその店に行ったところ、客の前で性的なポーズをとらされる仕事だった、直接身体を触られるわけではないので、何ともないと思っていたが、やはりどこか気持ち悪い。そのうち体調が悪くなり、朝も起きられない日が多くなっていった \*5。

数ヶ月後、店の外で待ち伏せしていた客が、家まで車で送るというので乗車すると、身動きが取れない状態にされ無理矢理、性器を挿入された。車の中には別の男性がいて、その様子を撮影していた \*6。

最近、隣のクラスの男子から、インターネットに、見知らぬ男性と自分が性行為をしている動画が掲載されていると知らされた。その男子は、学校中に拡散して欲しくなければ、性行為に応じるよう脅してきた。学校に知られるのはいやだったので、その男子の要求に応じた $^{*7}$ 。

恋人もいるが、恋人も会うたびに性行為を求めてくる。しんどくなり、別れようと言うと、性行為の様子を録画した映像をSNSで拡散する\*8と言われた。

性行為の動画が、インターネット上を通じて拡散されることが不安でしょうがない。何とかしたいけど、どうすればよいかわからない。親には相談しても無駄。何も期待できない。高校にバレたら、退学になるかもしれない \*9。 LINEでも相談できる支援団体があると知って、そこに時々書き込んでいる。

#### 【状況理解のポイント】

# ○ 「自ら誘ったのではないか」と責められる被害者(\*1、\*2)

Dは、近所に住んでいる顔見知りの男性から性暴力を繰り返し受け、そのことを母親に相談したが、「あなたが誘ったのではないか。」と疑われたことにより、「断れない自分が悪い」と自分を責めたり、「誰にもわかってもらえない」、「誰も救ってくれない」という幻滅感が募り、適切な支援につながらないまま、時間が経過している。

# ○ 家に居場所がない(\*3、\*4)

Dは、家に帰ると、母親に対する交際相手からのDVを目の当たりにしなければなら

ない状況にあることから、家に居場所がなくなり、家の外で過ごす時間が増えていった。

# ○ いわゆる「JKビジネス」の影響・危険性(\*5、\*6)

いわゆる「JKビジネス」の勧誘は、本事例のように、家に居場所がなく、街で時間を過ごしている若年女性たちの経済的困難や居場所のなさに付け込むような内容である場合があることから、若年女性が警戒心をあまり持たず、性風俗関係の仕事に引き込まれる傾向が見らえる。

また、「見学店」の場合、直接客に体を触られることがないことから、「大したことではない」と捉えがちだが、常に性的な対象として見られることにより、Dのように次第に体調を崩す場合もある。さらに、客からのストーカー行為や性暴力を受ける危険性もある。

# ○ 性的画像等の撮影、拡散を理由とする脅し等(\*7、\*8、\*9)

Dの場合、「JKビジネス」の客や恋人に性行為の様子を撮影されていることにより、その画像がインターネット上に拡散されることを恐れ、意に反した性行為に応じざるを得ない状況に追い込まれている。

また、親への不信感や学校に知られることへの恐怖感を抱いているDにとって、LINE相談を行っている相談機関が、唯一の相談できる相手となっていることがうかがえる。

#### 才 事例5

【**叔父に似た人を見かけるとパニックになる。(20歳、女性E、大学生)**】(相談経路: 警察より紹介されて支援団体へメール相談)

## (幼児期~高校生)

母親からの虐待により、祖父宅で暮らすようになった。祖父宅では、同居していた叔父から、繰り返し身体的・性的虐待を受けたが、他に行く場所がなかったので、高校卒業まで祖父宅で暮らした\*1。

#### (大学生)

叔父からの性暴力から逃れるため、大学は、都市圏の大学に進学した。**休日に街を歩いていると、声をかけられ、パーツ・モデルのアルバイトを紹介された** \*2。「パーツ・モデル」が何かよく分からなかったが、時給は高かった。ちょうど、一人暮らしを始めたばかりで、母親からの仕送りも期待できなかったので、アルバイトに登録した。

最初の数回の撮影は、問題なく済んだが、ある日撮影に行くと、露出度の高い服に着替えるように言われた。着替えてスタジオに入ると、いきなり複数の男性に囲まれ、身体を触られたり、服を脱がされそうになったりした。「イヤ」と抵抗したが、「スタッフに迷惑がかかる。」、「やめるなら、〇百万円の違約金を支払え。」等と脅されるなどし、性行為に応じざるを得ない状況に追い込まれた。その様子は、撮影され販売されている \*3。その後も、撮影が続き、大学には行けなくなってしまった。また、業者からは、痩せたほうが売れるという理由で食事制限をするように言われた。しばらくすると、連日、食べ吐きを繰り返すようになった \*4。

ある日、電車で座っていると、**叔父に似た男性が前に立ったことから、パニックになったこともあった** \*5。アルバイトのない日に、スーパーに行った際、**万引きをして捕まってしまった。もう限界って気持ち。いまさらなんとかなるんだろうか・・・**\*6。

高校生の頃から、リストカットをしていたが、最近回数が増えた。いつも、カッターを お守りのようにいくつもカバンの中に入れている\*<sup>7</sup>。

# 【状況理解のポイント】

#### 親からの虐待、叔父からの性行為(\*1)

Eは、祖父宅において叔父から数年間にわたり性行為を強要されていたが、そのことを誰にも相談することができていない。虐待親である母親とは、相談できる関係にはない。また、祖父に相談することできれば支援を受けることができたかもしれないが、生活の面倒を見てもらっている関係にあることから、相談することで、祖父にも見捨てられてしまうのではないかという不安等が先立ち、相談に至っていないという状況である可能性もある。

# ○ AV出演強要(\*2、\*3)

大学進学と同時に都市圏に移ってきた若年女性がスカウトされ、AV出演強要につながるケースは後を絶たない。本事例のように、最初はモデル等の仕事といって声をかけ、数回こなして慣れた頃に、AVへの出演を強要され、辞めたいといっても、違約金が発生する等の理由を挙げられ、逃げにくい状況に追い込まれる場合もある。

#### ○ 性暴力による心身の健康への影響(\*4、\*5、\*6)

Eは、「痩せると売れる」という理由から、食事制限を命じられたことをきかっけに、 摂食障害になり、過食嘔吐を繰り返すことで、心のバランスをなんとか取ろうとしてい る状況がうかがえる。また、性暴力を受け続けていた叔父とよく似た人物を見かけたことで、パニック症状に陥っていることから、性暴力による心理的ケアを受けていないことによる症状が重症化している可能性が高いことがうかがえる。

# ○ 「万引き」等の行為はSOSサインである場合がある(\*6)

摂食障害の場合、過食の衝動から万引き行動を行う場合がある。また、このような性暴力被害に直接関係のないことがきっかけとなり、被害について話すことができる場合もある。

# ○ カッターをお守りに・・・(\*7)

自分自身の意に反した行動を強いられ続ける中で、自傷行為のみが本人の自発的な行動であり、本人がコントロールできる唯一のものとなっている状況がうかがえる。「いつでも、切ることができる。」と感じることで、正気を保つことができているような状況の中で、リストカットの道具はお守りとなっていることがうかがえる。

#### カ 事例6

【<u>逃げなかったあなたが悪いと言われた。(25 歳、女性 F、無職)</u>】(相談経路: SNSで紹介されて支援団体へメール相談)

## (中学生~高校生)

中学生の頃から、通学の電車の中で、痴漢に頻繁にあっていた。乗車する車両や時間帯を変えても被害に遭うので、電車に乗るのが怖くなった。ある日、**電車の中でパニック症状に陥り、その後、学校に行けなくなり中退した**\*1。

#### (高校中退後)

高校中退した後は、通勤で交通機関を利用しなくてもいいように、寮付きのアルバイトを始めた。ある日、寮の部屋で寝ていると、一緒に働いているアルバイトの男性が、「一緒の布団で寝よう。」と合鍵を使って部屋に入ってきて、その男性から、胸や性器を触られた  $*^2$ 。このことを、上司に相談したところ、改めてゆっくり話を聞きたいと言われ、後日指定された部屋に行くと、その場で、上司からも性行為を強要された。その際、「前から好きだった。」「二人だけの秘密だ。」「誰にも言うな。」と言われた  $*^3$ 。

どこに相談すればよいかわからず、インターネット上の電子掲示板で質問してみたが、よい答えが見つからなかった \*4。体調不良で、休みが続いたので、アルバイトを辞めて家に戻った。その後、警察に相談したが、まずは、アルバイト先がある地域の警察に相談するよう促された \*5。

親にも相談したが、「過去のことなので忘れなさい。」、「逃げなかったあなたも悪い。」と言われ $^{*6}$ 、誰にも真剣に受け止めてもらえなかった。その後、日常的に不安定になり、夜も眠れなくなったため精神科に行ったが、鬱ではない、と言われて薬も処方されなかった $^{*7}$ 。

家を出たいが、何かまた危険なことがあるのではないかと思うと一人暮らしはできない。父親からは、数年前から無視され続けている。働きたいが人が怖い\*\*。ツイッターで家出したいと呟いたら、相談窓口を教えてくれた人がいたのでメールしてみた。

# 【状況理解のポイント】

○ 日常的な性暴力被害の影響による学業への影響(\*1)

Fは、日常的に電車で痴漢にあっており、電車に乗ることもできなくなり、学校を中退する程まで、症状が深刻化していることから、適切な心理的ケアにつながっていない可能性が高いことがうかがえる。

○ アルバイト先の同僚、上司からのセクシュアル・ハラスメント(\*2、\*3)

職場において、同僚のみならず、相談した上司からも性暴力を受けていることから、 職場においてセクシュアル・ハラスメントの防止や被害者支援に関する対策等が行われ ていないことがうかがえる。

○ 様々なところに相談はしているが・・・(\*4、\*5、\*6、\*7)

Fは、インターネット上の電子掲示板に悩み事を書き込んだり、警察や精神病院に行き相談したりしているが、問題の解決や体調の回復にはいたっていない。Fには、トラウマの治療が必要であると考えられるが、精神病院では、性暴力被害については触れず、不眠を主な症状として受診していることから、適切な治療につながりにくい状況にあることがうかがえる。

# ○ 家を出て働きたいが、人が怖い(\*8)

「働きたい」という意欲はあるが、性暴力の影響により対人恐怖に陥り、働くことが難しい状況に追い込まれている。両親との関係も、良好ではないことがうかがえるため、家にいることが、必ずしもFにとってよい環境であるとはいえない状況である。

# キ その他の事例

以下、若年層における性暴力被害について、上述の事例以外の主な状況及び特徴等について、事前調査及びヒアリング調査の内容に基づきまとめる。なお、各事例は、調査団体から得られた事例に基づき構成したものであり、支援団体や個人が特定できないよう一部内容等を変更したものである。

# (ア) 面前 D V、母親の交際相手からの性暴力、リストカット、妊娠・中絶、母親から のネグレクト等

幼児期から父親から母親に対する暴力があり、父親が怒鳴り出すとトイレに逃げ込むなどしてしのいでいた。面前DVの影響により、小学校低学年から不登校気味となる。両親は小学校高学年の時に、離婚した。中学校に進学すると、母親の留守中に、母親の交際相手から身体を触られたり、口腔性交を強要されるようになった。また、同時期、飲酒、喫煙、深夜徘徊といった非行行為を繰り返すようになり、リストカットも、日常的に行うようになった。高校生の時に、年上の交際相手との子供を中絶ししたことをきっかけに、母からの心理的、経済的虐待が深刻化した。その後、児童相談所等を通じて保護施設に入所したが、生活に馴染むことができず、1週間程度で退所し、交際相手との同居を始めた。

(イ) 面前DV、いじめ、性風俗の客からの性暴力、摂食障害、クレプトマニア、借金 幼児期から両親の喧嘩が絶えず、両親からの身体的暴力もあった。小学校から高校まで、いじめを受ける。高校生の時には、いじめのグループに人気のない所に呼び出され、見知らぬ男性複数人に囲まれ性行為を強要される。いじめについて親に話したこともあるが、「あなたも悪い。」言われたことにより、心を閉ざすようになった。専門学校卒業後、就職するが、職場でも人間関係が上手くいかずいじめを受ける。その後、夜に風俗の仕事を始める。客から、性行為を強要されたり、殴られたり、首を絞められたりすることもあり、辞めたいと思うこともあるが、客に求められることで「必要とされている。」という感覚が強く、辞めることができない。

# (ウ) 若年男性へのAV強要、SNSでの拡散、休学に追い込まれる

大学入学後、アルバイトを探そうとネット検索したところ男性モデルの求人があり応募した。カレンダー等の写真撮影のみとの説明を受け、契約書を交わし、撮影となったところ、男性同性愛者向けのAV撮影であることが分かった。その場で拒否したが、「絶対にばれない」「コアな人しか見ないサイトだけ」などと押し切られ撮影に応じてしまった。

その後、学校の友人から、DVDとして発売されていることをSNSのグループで知らされた。また、その知人がSNSで拡散してしまい、羞恥心と恐怖で登校できなくなる。相談できる先生等はいなかった。その後、ネットで支援団体があることを知り、警察や弁護士とも相談し、DVDの販売停止等を要請している。

# (エ) チャットレディ、性的行為の強制、賃金がもらえない

「自宅でもできる仕事」ということで、チャットレディに応募して事務所を訪ねた。アダルトなチャットと、そうでないチャットがあるので、アダルト以外を希望して、自宅で働きたいと言ったところ、時間は自由でいいので事務所に来てほしいということになった。事務所を訪れたところ、今日から働いて欲しいと言われ試し

にやってみたところ、客から「卑猥な言葉を言って欲しい。衣服を脱いで欲しい。」などの要求があり、アダルトではないのでと断ったところ、監視をしていたスタッフから、なぜ断るのかと叱責された。また、アルバイト代は渡せないと言われた。生計を立てるため、時給の高いアルバイトは捨てがたかったため、続けることとしたが、その後、アルバイト代の支払いはなかった。また、客からの性的行為の要求が次第にエスカレートしてきたので、辞めたいが、事務所に言い出すが怖く、インターネット見つけた支援団体に相談をしている。

#### (オ) 教師からの被害、性感染症、学校の不適切な対応、周囲の無理解

体調不良のため高校の保健室に行くと、養護教員に性感染症を疑われたことをきかっけに、部活の顧問の先生から、試合の度に、送迎の車の中で性行為を強要されていることを話した。また、性行為の様子が撮影されたこともあること、毎日、顧問からは、SNSに性的なメッセージが届いていることを伝えた。

その後、養護教員が、母親と副校長に連絡し、学校が加害者の事情聴取を行ったが、顧問に対する特段の懲戒処分はなく、他の系列校に異動となった。一方、保護者の間で、「生徒の方から誘ったのでは。」、「良い先生を追い出した。」などいう風聞が立ったことから、学校に居づらくなり不登校となった。その後、精神科のカウンセリングを受診している。

# (カ) サークルコンパでの被害、つきまとい、相談先からの二次被害

大学のサークルのコンパの途中、トイレに行くため席を立ったところ、先輩の男性学生が2名ついてきて、無理やり個室に押し込まれ、服を脱がされそうになったが、激しく抵抗したところ、店のスタッフが気づき、逃げることができた。その日は、恐怖でどうしたらいいか考えられず、誰にも何も言わずに帰宅した。翌日から、先輩の男子学生から、「今度は逃がさないよ。」といったメッセージがSNSに届くようになった。また、学校内で待ち伏せもされることもあった。このような状況に耐えることができず、サークルの顧問である教員に相談したところ、「よくあることだ。」、「大した被害にならなくてよかった。」と言われ、どうしてよいか分からくなった。その後、大学にハラスメント相談室があることを知り、相談してみた。

# (キ) ネグレクト状態、生活困窮、兄からの性的虐待、援助交際、避妊をしてくれない 父親の自死後、母は複数の仕事を掛け持ちして生計を立てていたが、兄と母と3 人での生活は常に経済的に困窮していた。母は子供たちの面倒を見る余裕もなく、 食事などもコンビニで買って食べるものが大半という状況だった。小学生の高学年 から、兄からの性暴力が始まった。中学生になると、兄からの性暴力から逃げるた め、学校が終わると、帰宅せず、繁華街で時間を過ごすようになった。街で過ごす お金等が必要だったので、出会いカフェで声をかけてくる年上の男性とホテルに行 き、もらったお金で、食べ物や文房具を買うようになった。下着をネットで売るこ とも始めた。妊娠の不安はあったが、「面倒くさい女」と思われると困るので、コ ンドームは使ったことがなかった。その後、援助交際相手の子供を妊娠したことを きっかけに、どうしたらよいかわからず、インターネットで相談機関を探し、メー ルしてみた。

# (ク) DVによる母の家出、実父からの性的虐待、性化行動、自傷行為、過量服薬、自 殺未遂

小学校低学年の時、DVが原因で母が家を出て行き、その後、父親と一緒に暮らすようになった。小学校高学年になると、父親からの性的虐待が始まった。中学生の時に父の子を妊娠したが、父の付き添いのもと中絶した。その後、児童相談所につながり、施設に入所した。高校生になると、不特定多数の男性と性関係をもつようになった。

ある日、施設に来所した赤ちゃんを見たことをきかっけに、不眠やフラッシュバックの症状が深刻化し、リストカット、睡眠導入剤の過量服薬などの自傷行為も繰り返すようになった。このような状態に陥ったことをきかっけとなり、過去の性虐待について初めて施設の職員に打ち明けた。その後、施設から紹介された精神科に通院するようになった。

## (2) 若年層における性暴力被害の主な背景要因

本調査を通して、若年層の性暴力被害の主な特徴として、被害が長期間に渡り繰り返されること、また、1つの被害に留まらず、複数の被害を受ける傾向があることが見えてきた。また、このような状況の背景には、児童期における養育環境における逆境的体験が影響していることが指摘された。以下、若年層における性暴力被害における背景要因について、本調査により得られた情報に基づき概観する。

#### ア 児童期における逆境的体験

#### (ア) 不適切な養育環境

若年の性暴力被害者の中には、不適切な養育の影響により、食事、掃除、洗濯、着替え等といった基本的な生活習慣が身に付いていなかったり、10代後半の者であっても、小学生レベルの学力しか身についていなかったりすること等から、保護施設等における共同生活への適応が困難であったり、自分の安全・安心を守るための適切な対処を取ることが難しかったりする場合があることが指摘された。

#### (イ) 性的虐待・性暴力

若年の性暴力被害者の中には、幼児期に、父親、祖父、兄弟、叔父などの家族・親族を始め、親の交際相手といった家族・親族に近しい関係にある者等からも、長期間に渡り、繰り返し性暴力の被害に遭う状況に置かれている場合があることが指摘された。

#### (ウ) DV

若年の性暴力被害者においては、DVのある家庭で育った場合が少なからずあることが指摘された。また、このような家庭において、父親または母親の交際相手から性暴力を受けている場合、母親はDVの影響により、救済に向けた具体的な行動を取ることが難しい状態に置かれていること等から、被害が長期化する場合があることが報告された。

#### (エ) 精神疾患・障害、自殺、アルコール・薬物等の乱用等

若年の性暴力被害者の中には、家族・親族の中に、アルコールや薬物の乱用者・ 依存者、ギャンブル依存症の者等がいるなど、家族や親族とのつながりにおいて、 安心・安全を感じることが困難な環境に置かれている場合があることが報告さ れた。

# (オ) 親との離別・死別

若年の性暴力被害者の中には、両親の離婚や病死等により、親の喪失を経験した者も散見された。中には、母親の配偶者が変わる度に、新しい「父親」から性暴力被害を受けたり、母親が病死した後、実父等からの性的虐待・性暴力が深刻化する場合があることが報告された。

#### イ 児童期における逆境的体験による心理的影響

本調査において、上述のような、児童期における逆境的体験が及ぼす子供への心理的影響が、性暴力の再被害のリスクを高める主な要因の一つとなっていることが指摘された。主な心理的影響としては、以下のものが挙げられる。

#### (ア) 自己尊重感の低下

本調査において、若年の性暴力被害者の中には、虐待を始めとする不適切な養育環境の影響により、自尊感情が低下し、「自分は大切な存在である。」と実感を持って認識することが難しいことから、例えば、SNS等を介して知り合った者の要求に応じて、無防備な性行為等を繰り返す等、性暴力の危険性が高い行動を取る傾向が見られる場合があることが報告された。

#### (イ) 無力感

幼児期から性的虐待や性暴力を繰り返し受けている若年の性暴力被害者の場合、「抵抗しても無駄。」、「逃げることなんてできない。」という無力感が募ることにより、望まない性行為等に対して拒絶の姿勢を示すといった自己主張をすることが難しい状態となることから、再被害に遭いやすい状況に陥る危険性が高まる場合があることが報告された。

#### (ウ) 境界線の曖昧さ

虐待を始めとする不適切な養育環境の中で、大切な存在として扱われず、暴力によって身体的・心理的に侵襲される状況に置かれ続けていた若年の性暴力被害者においては、他者との関係において、「どこまでがOKで、どこからがイヤなのか。」という境界線が曖昧になることから、性行為の強要に関して、「イヤ」という認識を持つことが難しくなり、性暴力の被害に繰り返し遭う危険性が高くなることが指摘された。

#### (エ) 他者との関係性づくりの難しさ

不適切な養育環境の影響により、大切にされる経験が乏しかったり、信頼に基づく人間関係を築くことが難しい若年の性暴力被害者は、SNS等においてたとえ数回しかやりとりを交わしたことがない場合であっても、優しい態度で近寄ってきた者を「自分を受けて入れてくれた人。」として信用する場合があることから、「かわいいから、もっと見たい。」などと言葉巧みに性的画像等の提供を求められると、あまり警戒心を持たずに、性的画像等を送る場合があることが報告された。

また、性的虐待の被害者においては、性行為の強要を愛情と混同したり、性的な行為を介してしか自分の存在価値は認められないという認識を持つようになり、他者との関係性づくりにおいて、性行為を求められることに対して抵抗感が薄れたり、愛着形成が困難であったために、見知らぬ者に対して、過度に慣れ慣

れしい言動を取る場合もあること等から、性暴力の被害に繰り返し遭う危険性 が高くなる状況が見られることが報告された。

# (オ) 感情の麻痺・解離

不適切な養育環境において、性暴力に曝され続けている若年の性暴力被害者においては、トラウマ体験のよる解離症状等の影響により、適切な判断や対処をすることが困難となったり、感情表現が極端に乏しくなり、周囲に「ぼーっと」しているような印象を与えたりする状態になる傾向があることから、「隙がある」と捉えられ、性暴力や性的搾取の標的にされる危険性が高くなることが報告された。

# ウ 他の主な要因(障害、法的知識、経済的自立)

# (ア) 障害

若年の性暴力被害者の中には、知的障害、発達障害の影響により、被害を「被害」と認識することが難しいこと等から、繰り返し性暴力を受けたり、性風俗において経済的性的に搾取されたりする場合もあることが報告された。また、たとえ医療機関や福祉サービス等につながっていたとしても、被害者本人が、被害を明確に認識し、支援者等に適切に伝えることが難しいこと等から、被害が潜在化し、再被害の防止に向けた適切な支援につながりにくい状況にあることが報告された。

#### (イ) 法的知識の乏しさ

本調査において、AV制作会社等が、若年層の法的知識の乏しさに乗じ、「契約書にサインしたら、断わることはできない。」、「断ったら、違約金を支払わなければならない。」等と言うなどして、AVへの出演を強要する場合があることが報告された。

#### (ウ) 経済的自立の困難さ

若年の性暴力被害者においては、性暴力の影響による精神的・身体的不調により、学習や就労の継続の困難となり、継続的に自立した生活を送ることが難しい 状況に陥る場合があることが報告された。

また、家庭内での性暴力により家出した場合、年齢の低さ等により生計を成り立たせるための選択肢が限られることから、性風俗といった高収入のアルバイトを始めるなど、性暴力の被害に遭う危険性が高まることが報告された。

#### (3) 若年層の性暴力被害者における「生きづらさ」の主な背景

本調査を通して、若年の性暴力被害者においては、性暴力被害による精神的・身体的健康への影響により、日常生活や社会生活において様々な困難を抱え、生きづらい 状況に置かれていることが浮き彫りとなった。

#### ア 精神的健康への影響

本調査を通して、若年の性暴力被害者においては、自己尊重感の低下、無力感・ 自責感、解離症状を始め、いわゆる「トラウマ」体験による心理的反応(侵入、回 避、認知と気分の陰性の変化、過覚醒と反応性の変化)やPTSDの症状が共通し て見られた。また、睡眠障害、不安・パニック障害、パーソナリティ障害、双極性 障害、社会不安障害、統合失調症、解離性同一性障害といった精神疾患等の症状も 見られた。

特に、長年、精神科を受診している難治の精神疾患患者の中には、過去の性暴力被害について安心して相談できる場所や、適切な治療を受ける機会がなかったことが、症状の深刻化や長期化を招く要因の一つとなっていることが指摘された。

また、若年の性暴力被害者の中には、過食嘔吐を繰り返し摂食障害の症状が慢性 化したり、フラッシュバックや不眠といったトラウマ反応に対処するために、薬物 やアルコールの乱用を繰り返しことにより、薬物依存やアルコール依存となる場合 があることが報告された。

# イ 身体的健康への影響

# (ア) 身体的健康

本調査を通して、若年の性暴力被害者においては、過呼吸、線維筋痛症、帯状 疱疹、多汗症等といった様々な身体的症状が現れ、慢性的な体調不良に陥る場合 があることが指摘された。

#### (イ) 性と生殖に関する健康

若年の性暴力被害者の中には、家族・親族からの性暴力や、交際相手、教師、援助交際の相手方等からの性暴力により、性感染症に罹患したり、妊娠、出産、中絶を複数回経験する場合があることが指摘された。

## ウ 行動面への影響

#### (ア) 性的問題行動

若年の性暴力被害者においては、トラウマの影響による認知の歪みにより、「性行為を介してしか存在を認めてもらえない。」と感じるようになり、他者との関係づくりにおいて性行為を繰り返したり、援助交際やいわゆる「JKビジネス」等の性風俗産業への従事を通して、不特定多数の者と性的な関係を持つといった、トラウマの再演と見られる行為を繰り返す場合があることが報告された。

# (イ) 自傷行為・自殺企図

若年の性暴力被害者においては、高い希死念慮から、自傷行為や自殺未遂を繰り返す場合があることが報告された。また、「死にたい。」、「消えたい。」、「繰り返し手首を切ってしまう。」「OD(過量服薬)してしまった。」、「死のうと思っ

たが死ねなかった。」といった言葉が、相談のきかっけとなる傾向があることが 指摘された。

被害者の中には、「自分で自分を殺せないから、男の人に殺してもらう。」といって、SNSを介して見知らぬ者と会ったり、援助交際を続ける場合もあることが報告された。

#### エ 社会生活における影響

#### (ア) 安心できる「居場所」の喪失

若年の性暴力被害者の中には、親族等からの性暴力の影響等により、家庭が安全・安心な「居場所」ではないことにより家出した後、滞在費が安価なインターネットカフェや、SNS上で「部屋を貸してあげる。」等と声をかけられた知人や見知らぬ者の部屋を転々とする生活を続ける中で、性暴力被害に遭う場合があることが指摘された。

# (イ) 他者への信頼の喪失、他者との関係性づくりの難しさ

性暴力被害の影響により、認知が否定的になったり、不信感が高まること等から、支援者を始め、社会生活において他者との関係性を構築することが困難となる場合があることが報告された。

特に、親、教師、支援施設の職員等から性暴力の被害を受けたり、被害について相談した大人に信用してもらえなかった経験等を持つ若年の被害者においては、大人への不信感が高く、支援者に対して攻撃的な態度をとったり、関係性を壊すような言動を取ったりする場合があることが指摘された。

また、このような被害者の中には、相談機関や、医療機関、保護施設といった 支援関係機関側から、対応が困難であるとの理由により、対応や受入を拒否され る場合もあることが報告された。

#### (ウ) 共同生活等の難しさ

若年の性暴力被害者においては、不適切な養育環境等の影響により、基本的な生活習慣やスキルが身についていなかったり、発達障害等の影響により掃除や片付けが苦手な場合もあることから、シェルター等の保護施設における共同生活が困難な場合があることが報告された。

特に、早期に適切な支援につながる機会がなく、家出をして、一定期間、性風俗産業の中で生活を成り立たせることを覚えた若年の被害者においては、保護施設に辿り着く頃には、生活感覚が著しく偏っている場合もあり、共同生活を送ることが困難となる場合もあることが報告された。

また、性暴力被害の影響により、常に神経が張りつめイライラしたり、過度に 緊張したり、警戒心が高まること等から、些細なことをきっかけに感情のコント ロールが困難となり、保護施設の職員に反抗したり、他の利用者に対して攻撃的 な言動を繰り返したりすることがあることが指摘された。

#### (エ) 学業への影響

若年の性暴力被害者の中には、トラウマ体験の影響により、注意力や集中力が 著しく低下したり、無力感が高まったりすること等から、学業不振に陥る場合が あることが報告された。

特に、性暴力の影響により、学齢期にシェルターに入所していたりする場合は、 学校における学習の継続が難しいことから、学業不振等につながりやすいこと が報告された。

また、性暴力被害による心身の影響により不登校となったり、転校や退学をせざるを得ない状況に追いやられたりする場合もあることが報告された。中には、男性と近距離で接することが多い通学の電車の中で、繰り返し過呼吸になったりすることから、不登校になる場合もあることが指摘された。さらに、性暴力の結果、妊娠した際、学校側からは一方的に「非行」や「問題行動」とみなされ、停学・退学処分となる場合もあることが指摘された。

加害者が、同じ学校の教員・コーチ等の場合は、学校や教育委員会において、「そんなことをする先生ではない。」、「あなたが誘ったのではないか。」、「何かの間違いだろう。」と、被害者の訴えを信用せず、被害者側の落ち度を責めるような対応を取る場合があることが指摘された。また、加害者への責任追及や被害者が安全に学習継続できるような環境づくりが迅速に行われないことにより、不登校となったり、転校を余儀なくされる場合もあることが報告された。

また、教員やPTAからの嫌がらせがきっかけとなり、被害者が不登校となったり、転校せざるを得ない状況に追い込まれる場合もあることが報告された。

#### (オ) 就労への影響

性暴力被害による心身への影響や、職場で加害者と顔を合わせることへの恐怖等から、決められた時間にアルバイト先や職場に行くことが難しかったり、同僚や上司等との関係を上手く築くことができなかったりすること等により、就労の継続が困難となる場合があることが指摘された。

性暴力の影響により、継続して働くことが難しい若年の性暴力被害者の中には、履歴書の職歴の欄に空欄が生じることにより、再就職が難しい場合があることも指摘された。

また、被害者の中には、被害直後は、トラウマ体験の影響による回避症状等により、被害前と変わらず、または被害前よりも意欲的に仕事に取り組むことがあるが、時間の経過とともに、様々な心身の症状が現れ、仕事を継続することが難しくなる状況に陥る場合があることが報告された。

#### (カ) 生活困窮、自立困難

若年の性暴力被害者の中には、トラウマによる心身への影響により、就学や就

労の継続が難しくなり、経済的困窮に陥る場合があることが指摘された。また、 親が、被害者の生活保護や障害年金を無断で使用すること等により、被害者本人 が経済的困窮状態に陥る場合もあることが報告された。

# (キ) 性的画像等の拡散による社会生活への影響

若年の性暴力被害者の中には、加害者から、指示や要求に従わなかった場合は、性行為等の画像を「親や学校に送る。」、「インターネットに掲載する。」などと脅されることにより、中長期にわたり性的な関係を強要される場合があることが報告された。

性的画像等がインターネットに掲載された場合、プロバイダに対して削除要求することにより一定程度削除することができる場合があるが、インターネット上の画像を個人がダウンロードし、他のサイトに転載する場合もあることから、完全に削除をすることが難しい。

特に、AV作品の場合は、プロバイダに対して削除要求をしても、メーカー側が作品の画像を二次利用、三次利用して販売し続ける場合があることから、被害から数年経過しても、被害者は「身バレ」を恐れ、外出することや他者とつながることに対して強い恐怖心を抱き、孤立を深め、引きこもり状態になる場合もあることが指摘された。

#### 4 若年層における性暴力被害の相談・支援における主な問題点

被害者が若年の場合は、被害直後を含め、早期にトラウマの影響に理解のある支援機関等につながることができれば、心身の症状の緩和や中長期的な社会生活への影響等の軽減を図る効果が期待できる。しかし、本調査をとおして、若年の性暴力被害者の中には、早期にこのような支援機関につながることなく、トラウマに起因する心身の不調等を抱えながら、社会生活に適応することが困難となるなど、「生きづらさ」を抱えたまま年を重ねる傾向があることが見えてきた。

以下、このような若年の性暴力被害者における、支援へのつながりにくさの主な背景要 因等について、調査結果に基づき概観する。

# (1) 支援につながることの難しさについて

#### ア 「被害」として認識することの難しさ

本調査を通して、若年の性暴力被害者における支援につながることの難しさの背景には、まず、被害者自身が、被害を「被害」として認識することが難しい状況にあることが影響していることが指摘された。

# (ア) 境界の認識の曖昧さ、性暴力に関する知識のなさ

不適切な養育環境において、日常的に性的虐待等の被害を受けていた若年の性暴力被害者の中には、「自分のからだは大切なもの。」ということを実感を持って理解することや、どのような行為が、心身の安全・安心を脅かすような侵害行為にあたるかという境界線の認識を持つことが難しいことから、自分が受けた行為を「被害」として認識することができない場合があることが指摘された。

また、被害者の年齢が低い場合は、身体部位の名称等に関する知識が乏しいことから、身体や性器を触られたり、性器等に異物等を挿入されたりした場合であっても、その行為を被害として認識することが難しいことが指摘された。特に、加害者が父親の場合、「愛しているから。」、「みんなしていること。」という言葉を常にかけられ性行為等を強要されている場合は、その行為が「No」と言えるものだと認識することできず、長期に渡り被害を受け続ける場合があることが指摘された。

#### (イ) トラウマ体験による心理的影響

性暴力というトラウマ体験に起因する回避症状、感情の麻痺、解離症状等の影響により、被害について向き合うことや、思い出すことが困難となることから、被害を「被害」として認識することが難しい傾向があることが指摘された。

若年の性暴力被害者の中には、被害後も、勉強や仕事に意欲的に取り組む等、 以前と同様の生活を送っていたが、被害から数年から数十年経過した後、トラウ マ体験を想起させるような場面等に直面したことをきっかけに、自身が受けて いた行為を性暴力と認識し、「被害」として捉えることができる状態に至る場合 もあることが指摘された。

#### イ 「相談すること」の難しさ

本調査の事例の中には、本調査の対象となった支援団体につながる前に、どこにも相談していないものがある一方、他の支援機関等への相談歴や保護施設への入所経験はあるが、その際には性暴力被害については開示せず、当該支援団体につながった後に、初めて過去の性暴力被害について語り始めたというものもあった。

以下、若年の性暴力被害者における「相談すること」の難しさについて、本調査 により得られた情報に基づき、主な要因等を示す。

#### (ア) 「相談していいことと思えない、思わない」

a. 「こんなことされるのは自分だけだ。」

性暴力被害について、誰にも、どこにも相談していない場合、「こんなことをされているのは自分だけ。」、「相談すると奇異に見られるのではないか。」、「相談しても、わかってもらえないかもしれない。」と思い、被害を一人で抱え込む場合があることが報告された。

# b. 「誰にも言ってはいけない。」、「二人だけの秘密。」、「愛している証だ。」

加害者から、「誰にも言ってはいけない」、「二人だけの秘密」と口止めされたことで被害を開示することをためらったり、「愛しているから」、「期待しているから」というような言葉かけられ性行為等の受容を強いられている場合は、自身が受けている行為を「被害」と捉えてよいのか混乱し、「相談」するという行動を起こすことが難しい状況に追い込まれる場合があることが報告された。

#### c. 「断らなかった、逃げなかった自分が悪い。」、「自業自得だ。」

「断らなかった。」、「逃げなかった。」ことに対する自責感の高まり等により、 性暴力被害について相談することをためらう場合があることが報告された。

特に、加害者が友人・知人といった顔見知りや、教師・コーチ、上司、支援者といった指導や支援を受ける関係等にある場合、「友人・知人だから。」という信頼感や、「お世話になっているから。」、「指導してもらっているから。」という負い目等が先立ち、断ったり、逃げたりするといった行動をとることができない場合や、「自業自得だ。」と自分を責め、相談をためらう場合があることが指摘された。

また、家庭において、父親から母親に対するDVがある場合、母親へのさらなる暴力等を防ぐために、加害者である父親に迎合的な態度を取ったことが、父親を性的行為に向かわせたのではないかという自責感や罪悪感から、相談をためらう場合があることが報告された。

AV出演強要の被害者においては、辞めたいという意思をプロダクション

等に伝えても、「契約書にサインをしたから辞めることができない。」、「契約が成立しているので、辞める場合は、多額の違約金を支払わなければならない。」と脅されること等により、「契約書等にサインをしてしまった私が悪い。」と自分を責め、相談することを諦めてしまう場合があることが報告された。

# d. 「仕方がない。」、「何も変わらない。」

幼児期から、家族・親族、教師・コーチ、上司・同僚、交際相手等から性暴力を受けるなど、被害が重複したり、継続したりしている場合は、「自分の人生とはそういうものだ。」、「いつものことだ。」、「もう汚れてしまった。」等と悲観的になり、放棄や諦めといった対処行動が増え、問題の解決のために「相談する」という行動を取ることに消極的になる場合があることが指摘された。

また、虐待の影響等により、「頑張れば、うまくいく。」 といった、努力を すれば望む結果が得られるという経験を積む機会が少なかったものや、身近 な人に相談してみたが、「そんなことはありえない」と信じてもらえなかった り、「あなたが悪い。」と非難されたりするなど、相談相手から二次加害を受け た場合などは、「仕方がない。」、「何も変わらない。」という無力感が高まり、 状況の改善に向け、支援機関に相談をするといった行動を起こすことが難し い場合があることが指摘された。

## e. 「いつものこと。」、「当たり前のこと。」

いわゆる「J K ビジネス」を始めとする性風俗産業のアルバイトにより、生計を立てるなどして生き抜いてきた若年層においては、日常的に、身体を触られる、下着の中に手を入れられる、仕事帰りにつきまとわれる、ホテル等に連れ込まれ性行為等を強要される等といった行為を受けていることから、このような行為は「当たり前」のことであり、「相談してもいいこと」と認識できない場合があることが報告された。また、同様の環境で働いている周囲の者も、同じ状況であるため、「いちいち相談なんてしない。」、「相談したら仕事がなくなる。」という理由から、深刻な状況になるまで、支援を求めない場合があることが指摘された。

f. 「この程度では助けてくれない。」、「子供じゃないと話を聞いてくれない。」 若年の性暴力被害者の中には、支援団体等のHPや書籍等で紹介されているような事例のように、家出、援助交際、自傷行為等の経験や、児童養護施設に保護された経験等がない場合は、「この程度では、助けてくれない。」と思い、相談することをためらう場合もあることが報告された。また、「児童相談所は、子供でないと話を聞いてくれないのではないか。」という不安から、10 代後半の被害者が、相談することをためらう場合があることも報告された。

#### g. 「男性でも相談してもよいのか。」

被害者が男性の場合、男性の性暴力被害について、広く社会に認知されてい

ないことや、「相談したり、助けを求めたりすることは、男らしくない。」といった性規範等の影響により、性暴力被害について「相談してもよいのか。」と相談をためらう傾向があることが報告された。

男性被害者の中には、支援団体への初回の相談時に、「男性ですが、相談してもいいですか。」などと前置きしてから相談を始める場合があることが報告された。

#### (イ) 「相談した後、どうなってしまうか不安。」、「親がどうなってしまうかが心配。」

若年の性暴力被害者の中には、「相談した後、どうなってしまうのか。」、「これまでの生活が一変してしまうのではないか。」、「相談したら、どのような支援を受けることができるのか。」といった相談後の見通しに対する不安や、「親を心配させなくない。」、「親がどうなってしまうのか心配。」、「相談したことで、家族がバラバラになるのでは。」といった被害を開示することによる家族への影響に関する心配等から、相談することをためらう場合があることが報告された。

特に、母子家庭で母親が仕事で忙しく、ほとんど家にいない場合や、母親自身が、DV、離婚、病気等により困難を抱えている場合においては、親に心配をかけることへの罪悪感等から、被害について相談することをためらう場合があることが報告された。

# (ウ) 「親や学校に知られたくない。」

若年の性暴力被害者の中には、性暴力被害について、親や学校に知られることを恐れ、相談することをためらう場合があることが報告された。例えば、性暴力被害により、性感染症に感染したり妊娠した場合、治療が必要な状況であっても、医療機関を受診することにより、親に通知されること等を恐れ、受診を拒む場合があることが報告された。また、AV等の性的画像等の削除等に向けた支援を受ける際にも、親や学校に知られることを恐れ、被害を申告したり、警察に被害届を出すことをためらったりする場合があることが報告された。

## (エ) 「相談できるのは業界関係者だけ。」

若年の性暴力被害者の中には、被害について知られることを恐れ、次第に家族 や友人・知人と距離を置くようになり、孤立する傾向があることが報告された。

特に、AV出演強要の被害や、性風俗産業において性的搾取の被害に遭っている場合は、「身バレ」の恐怖から、従前に交友関係のあった者と疎遠となり、相談することができる者が業界関係者に限られてしまう場合もあることから、被害の回復等に向け適切な支援機関につながりにくい状況が見られることが報告された。

# (オ) 「どうせ信じてもらえない。」「問題児として扱われる。」

援助交際や万引き等で補導されたり、保護施設内において、問題行動を繰り返したりする者の中には、過去に何らかの性暴力被害を受けている場合があるが、

警察や保護施設等においては、「非行少年」、「問題児」として扱われることから、「どうせ、信じてもらえない。」、「分かってもらえない。」といった諦観を強め、被害について開示することに消極的になる場合が見られることが報告された。

(カ) 「どこに相談してよいかわからない。」「何から相談していいか分からない。」 若年の性暴力被害者においては、適切な相談窓口等が分からないことから、相 談することをためらう傾向が見られた。事例の中には、報道で相談窓口が紹介さ れたことを機に、相談機関につながるといったものも少なからずあった。

また、学校等にハラスメント相談室が設置されている場合であっても、相談後 の見通しへの不安等から、相談することをためらう場合もあることが報告され た。

薬物やアルコールを使用した性暴力被害の場合、薬物やアルコールの影響により、「何が起こったのか正確に思い出せない。」(薬物性健忘、前向性健忘)という状況に陥ることから、相談することをためらう場合があることが報告された。

# (2) 支援における主な問題点・限界について

本調査を通して、若年の性暴力被害者の中には、支援機関に相談をしたとしても、 その後、被害の回復に向け、必ずしも、適切な支援につながりつづけることができて いない状況が見えてきた。以下、本調査から見えてきた、性暴力被害者に対する支援 における主な問題点について示す。

# ア 性暴力による心理的影響等に対する理解の欠如

若年の性暴力被害者においては、支援機関での相談時に、支援員等から「なぜ逃げることができたのに、なぜ逃げなかったのか。」、「なぜ『イヤ』と言えなかったのか。」、「自分から誘ったのではないか。」、「虚言癖があるのでは。」、「軽率だったのでは。」、「あなたも楽しんだのではないか。」、「そのような仕事をしていることが悪いのだ。」、「自業自得だ。」等といった、性暴力被害が被害者に及ぼす認知、行動、情緒面への影響や心理的苦痛への理解に欠ける対応が行われる場合があることが報告された。

#### イ 若年層のニーズに対する配慮の欠如

本調査において、児童養護施設等への入所経験のある若年の性暴力被害者においては、施設における生活のルールや施設職員の対応に対する不信感等により、「二度と戻りたくない。」、「戻るぐらいなら、援助交際の方がまし。」などといった、施設を利用することへの強い抵抗感を示す場合があること指摘された。

例えば、保護施設を利用した若年の性暴力被害者の中には、携帯電話の所持や使

用が認められていないこと、私語が禁止されていること、所持品が没収されること、 学校への通学が認められていないこと、入所者の年齢に応じた学習の機会等がない こと、施設職員の態度が高圧的であること等により、施設の生活に適応することが できず、数日~数週間で退所し、家族や交際相手のもとや、援助交際を行う生活に 戻るなど、再被害を受ける危険性が高い状況に再び戻る場合もあることが報告され た。

## ウ 性暴力被害者の回復に向けた専門的心理的ケア・医療

若年の性暴力被害者においては、なるべく早期にトラウマ治療等の専門的な治療につなげることで、トラウマ反応による影響を軽減する効果が期待できるが、本調査においては、専門的な治療を受けることができる医療機関等が限られていること、また保護施設における心理的ケアを行うノウハウや人的・財的資源が限られていること等により、早期に、被害者の状況に即した支援を行うことが難しいことが報告された。

## (ア) 医療機関におけるトラウマ治療、カウンセリング

被害者の居住地域に関わらず、専門的なトラウア治療を受けることができる体制が整備されることが望ましいが、本調査においては、トラウマ治療を実施する医療機関が地域に限られた数しかないことから、治療が必要な被害者が同じ医療機関に集中し予約等が取りづらい状況にあることが報告された。また、トラウマ治療は、時間及び人員を要し、診療報酬も低いことから、全国的に継続してトラウマケアを提供できる体制を確保することは難しい状況にあることが指摘された。

さらに、トラウマ治療を実施する医療機関のみならず、思春期特有の精神医療の分野に精通している精神科医を始め、性暴力に精通している医師のいる医療機関が限られていること等も、被害者支援体制の課題として指摘された。

## (イ) 保護施設

就労や施設内での作業を通じて自立支援を図ることを主な目的とする自立援助ホームや婦人保護施設等の中長期保護施設においては、その施設の事業の性質や人員体制等により、虐待や性暴力といったトラウマ体験の重複により、深刻な精神症状が見られる被害者に対して、適切な支援を行うことが難しい状況にあることが指摘された。

#### エ 性暴力被害者の中長期的な自立支援

本調査において、性暴力被害の回復には、生活の安定化を図るとともに、継続して専門的なケアを受けることが望ましいが、施設退所後の生活基盤となる社会資源やトラウマケア等を行う専門機関が限られていることから、トラウマによる心身へ

の様々な症状を抱えたまま、社会生活を送らざるを得ない状況に置かれていること が指摘された。

自立援助ホームや児童を対象とした民間のシェルターを退所した若年の性暴力被害者の中には、アパート等において一人暮らしを開始したとしても、性暴力被害による精神的、身体的症状等の影響により安定した生活を送ることが困難となる場合があることが報告された。また、このような不安定な状態の中で、SNS等で知り合った者と会うなど、再び性暴力被害に遭う危険の高い生活に戻る場合もあることが指摘された。

入院治療が必要な精神障害や精神疾患がある被害者については、退院後の生活の 安定化を図ることが困難であることが指摘された。例えば、手帳を取得しグループ ホームに入所することができたとしても、被害者の年齢への配慮や性暴力によるト ラウマ反応への理解に基づく適切なケアを期待することが難しい状況にあること が報告された。

#### オ 年齢による制限

被害者が 18 歳、19 歳の場合は、児童福祉法の対象外とされるため、児童福祉施設等の利用ができず、生活の安定化を図るための拠点を見つけることが難しいことが指摘された。このような 18 歳、19 歳の性暴力被害者の受け皿としては、児童自立援助ホームや民間のシェルター等への入所もあるが、数が限られていることや、上述のような生活の規則等に馴染めない場合があることから、危険な生活に戻る場合もあることが指摘された。

#### カ 医療・行政サービス等の利用

被害者が未成年の場合、医療や行政サービス等の利用の際に親権者の同意が必要な場合が多いことから、被害について親に知られたくない場合や、過去の不適切な養育により親権者と関係が良好でなく同意を得ることが困難である場合は、被害の回復等に必要な治療や行政による支援を受けることをためらう場合があることが報告された。

また、生活保護の利用や婦人保護施設への入所等、公的な支援制度の利用を希望した際、管轄の違いや、対応時間外であること等を理由に、被害者のニーズに即した迅速な対応が取られない場合もあることが指摘された。

#### キ 民間団体における支援体制

性暴力被害者支援に携わる民間支援団体は、トラウマ反応に関する専門的な知識 及び幅広い支援関係機関のネットワークの力を活かし、被害者のニーズや状況に寄 り添った柔軟な対応を行うなど、公的支援制度につながりにくい若年の性暴力被害 者の支援において、大きな役割を担っている。

しかし、このような民間の支援団体においては、単年度の補助金や寄付金等に基づく不安定な財源の下、限られた人員で支援活動を行っているため、支援活動や相談員体制を維持し続けることが困難な状態にあることが指摘された。

また、支援団体においては、限られた財源の中から、経済力が乏しい若年の性暴力被害者を対象に、面接相談の場所に移動するための交通費や、被害の回復に必要な治療費等を支給するなどの経済的援助も行っていることから、慢性的に団体の財政が厳しい状態にあることが報告された。

#### ク 性的画像等の削除

インターネット上に掲載されたわいせつ性が認められる性的画像等は、違法・有 害画像等として、プロバイダ等に送信防止措置の要請をすることが可能であるが、 一度インターネット上に掲載された性的画像等は、個人がダウンロードして保管し、 いつでもインターネット上に再掲することができること等から、完全に削除をする ことは極めて難しい状況であることが指摘された。

また、海外のサーバーを経由して国内に配信された場合は、削除要求のための法律が整備されていないこと等から、配信元を特定することが極めて難しく、回収や削除が事実上不可能な状況となっていることが指摘された。

#### ケ 地位・関係性を利用した性暴力

加害者が、学校の教員や部活動の顧問等である場合、「優秀な先生だから、そんなことをするはずがない。」、「教員個人の趣味の範囲で行われた行為である。」、「恋愛感情に基づく行為だったのでは。」、「学校として関与する問題ではない。」などといった理由から、教育委員会や学校において、調査が行われなかったり、再被害の防止に対する特段の対策等もなく、加害者を系列の学校に異動させるのみで事態の収束を図るといった対応がとられたりすることが報告された。また、被害を申告した生徒やその保護者に対して、教員やPTAから、いやがらせ行為がある等、被害者を責める風潮もあることも報告された。

このような状況の中、加害者側の責任が問われないまま教員の身分が保証される 一方、被害者は、被害の影響による心身の不調から、不登校となったり、退学を余 儀なくされたりする傾向があることが指摘された。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントにおいても、組織としての対応 が迅速に行われなかったり、地位や関係性を利用した性暴力への理解不足から、被 害者に配慮した迅速かつ適切な対応がなされない場合があることが指摘された。

#### 5 若年層の性暴力被害の相談・支援における今後の課題

本調査研究事業における検討会では、本調査の事例内容及び事例から見えてきた課題等を踏まえ、若年層における性暴力に係る相談・支援の課題や今後の在り方等について考察を行った。以下、検討会における主な所見を示す。

## (1) 被害の予防、早期発見・早期介入に向けて

#### ア 性暴力の予防・再被害の防止に向けた教育・学習の充実

本調査を通して、若年の性暴力被害者においては、性暴力等の影響による自己尊重感の低下等の影響により、被害を「被害」として認識したり、「相談してもよいこと。」と思うことが難しいことから、長期に渡り、繰り返し性暴力被害に遭う傾向があることが見られた。

事例の中には、学校で、被害者支援団体が実施した暴力の予防啓発に関する授業において、「よいタッチ(Goodtouch)、悪いタッチ(Badtouch)」や、望まない行為に対する対処法として「 $No(4\tau ev)$ )、 $Go(4\tau ev)$ 0)、 $Go(4\tau ev)$ 

また、本調査において、被害者が幼児の場合、性器を含む身体の部位等に関する正 しい知識がなく、受けた行為について理解することも、説明することも難しいことか ら、周囲が性暴力被害に気づきにくく、被害が潜在化する傾向があることが指摘され た。よって、被害の早期発見・早期介入のためには、年齢や対象者の理解度に応じ、 適切な情報提供が行われることが望ましいと考えられる。

# イ 相談者の症状・言動等の背景にあるトラウマへの気付き・理解の促進

本調査を通して、若年の性暴力被害者においては、トラウマ体験の影響により、PTSDの症状を始め、解離症状、注意集中困難、攻撃的・破壊的行為、自己尊重感の低下、自責感、自傷行為・自殺企図、社会不安障害、うつ、パニック症状、気分障害、摂食障害、アルコール・薬物依存、過呼吸、線維筋痛症、帯状疱疹等、様々な身体的、精神的症状を抱え、日常生活や社会生活に支障を来たし、就学や就労の継続が困難となり、経済的困窮状況に陥る場合があるなど、多くの困難を抱えて生きている状況が浮き彫りになった。

このような若年の被害者においては、支援団体につながる前に、日常生活や社会 生活上の問題について、行政機関や学校等に相談をしたり、精神の不調等により医 療機関を受診したり、児童相談所に保護されたりしている場合もあるが、相談や治 療先等において、適切なアドバイスや支援を受けることができず、長期間に渡り身 体的、精神的症状に苦しんでいる状況が見られた。また、このような状況の中で、 自殺未遂を繰り返したり、深夜徘徊や家出を繰り返す中で繰り返し性暴力の被害に 遭ったりするなど、状態が深刻化した段階で、ようやく性暴力被害について理解の ある支援団体に辿り着くという傾向が見られた。さらに、精神科に長年通院してい るが、症状の根底にある性暴力被害の影響の回復に向けた適切な治療を受けること ができないまま、疾患が慢性化、難治化する場合もあることが指摘された。

このような状況の背景には、被害者が相談した機関において、トラウマに起因する様々な症状や状態に関する正しい知識がないこと等から、被害者が抱える問題の背景にある性暴力被害に気付くことができず、必ずしも被害者のニーズに即した適切な支援につなぐことができていないという状況が見られた。

今後は、職務関係者が、トラウマに起因して生じる様々な症状や状態に関する正 しい知識をもって、早期に適切な対応をすることができるよう、被害者支援に携わ る職務関係者を対象とした研修やマニュアル等を通して、「トラウマインフォーム ド・ケア」という観点に立った対応の促進が図られることが望ましいと考えらえる。

## (2) 若年の性暴力被害者の生活スタイル及びニーズに即した支援について

#### ア 被害の回復に向けた安全・安心な居場所の提供

若年の性暴力被害者が、社会において自立した生活を送るためには、まずは、衣食住が保障された安全・安心な場所において、生きづらさの根低にあるトラウマの影響を理解し、適切な対処をとることができるような支援を受ける機会があることが望ましい。しかし、本調査を通して、児童相談所、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム等といった保護施設においては、規則正しい共同生活を基盤に、自立に向け就労等が奨励されること等により、このような支援を受けることが難しい状況にあることが指摘された。

安全・安心な「居場所」を喪失した若年層の性暴力被害者が、性暴力に遭う危険性が高い生活に戻ることなく、生活の再建に向け歩み出すことができるようになるためには、保護施設等において、従来の自立促進に向けた支援にとどまらず、被害者自身が、トラウマに起因する症状や状態を理解し、適切に対処することができるスキルを身につけることができるような支援が提供されることが望ましと考えられる。今後は、このような若年層の性暴力被害者のニーズに即した支援を行うことができるよう、医療機関又は心理専門職等と連携を図るなど、保護施設滞在中における支援内容および支援体制の充実化が図られることが望ましいと考えられる。

#### イ 地域生活における継続的な自立支援

本調査を通して、保護施設を退所し、自立生活を始めた若年層の性暴力被害者の中には、保護施設退所後に、PTSDや他の精神疾患等の影響により、引きこもり状態となったり、自傷行為や摂食障害の症状が深刻化したり、就労の継続が難しく

経済的に困窮し借金を抱えたり、援助交際や性風俗といった性暴力被害の危険性が 高い環境に身を置き生活を成り立たせる等、継続して安定した自立生活を送ること が難しい状況に置かれていることが報告された。

被害者支援団体の中には、地域において自立生活を始めた保護施設退所者を対象に、予約なしに気軽に立ち寄ることができる場所を設置し、生活全般に関する問題への相談対応や、トラウマ治療等を行う医療機関等の紹介を行ったり、学習の継続や就労が困難な者を対象としたファミリーホームを設置し療養的な生活支援を提供するなど、被害者が安全・安心できる居場所を地域の中につくることで、相談者が抱える日々の問題への早期介入を図っているものもあった。

今後は、地域社会において自立生活を始めた退所者が、継続的に安定した生活を送ることができるよう、日常生活における問題について気軽に相談したり、PTS Dを始めとするトラウマに起因する症状等の回復に向けた専門的な治療等を受けることができるような支援体制の促進が図られることが望ましいと考えられる。

## ウ 学力、生活スキル、社会的スキルの向上に向けた取組

本調査において、若年層の性暴力被害者においては、不適切な養育や性暴力の影響により、基本的な生活習慣、年齢相応の学力、社会的スキルが身に付いていないこと等から、保護施設において他者との共同生活を送ることが難しかったり、就労の継続が困難となったりする場合があることが指摘された。

支援団体の中には、若年の性暴力被害者に対して、学習支援、食事、掃除、洗濯といった基本的な生活習慣の習得に向けた取組、または他者と良好な関係を維持するための対人コミュニケーションスキル等を身に付けるためのソーシャルスキル・トレーニングを提供しているものもあった。

若年層の性暴力被害者の中長期的な安全・安心な生活の確保に向け、被害者のニーズや状態に即して、学力、生活スキル及び社会的スキルの向上に向けた取組の促進が図られることが望ましいと考えられる。

# (3) 効果的な相談窓口等の周知・相談手段等について

#### ア 相談窓口等の周知

本調査において、若年層の性暴力被害者の中には、被害について「相談できるところがあるとは知らなかった。」、「もっと早く知っていればよかった。」等、性暴力被害者の支援を行っている相談機関等の情報を知らなかったことから早期に適切な支援につながっていない場合や、支援機関の存在は知っているが、「どのような支援を受けることができるのか。」、「相談した後どうなるのか。」等、支援内容や相談後の支援の展開に関する見通しが不明瞭であることから、相談をためらう場合があること等が指摘された。

支援機関の中には、支援対象となる若年層に効果的に支援機関の情報を届けるため、SNSの機能を使って、「死にたい」、「消えたい」といった、若年の性暴力被害者がよく使う言葉が投稿された際に、投稿者に性暴力被害者支援関係機関の情報が届くような取組を行ったり、公共施設や教育機関のトイレ内に支援団体の情報が掲載されたカード等を配置したりすること等により、支援を必要とする層に情報が直接届くような工夫を図っていた。

今後は、若年の性暴力被害者が早期に適切な支援機関に相談することができるよう、効果的な周知方法や内容について検討されることが望ましいと考えられる。また、相談機関を広報する際には、相談後の流れ等について、なるべく具体的に伝えるなど、被害者における支援機関に対する警戒心や、相談することへの不安感を軽減するような情報提供を心がけることが望ましいと考えられる。

## イ 相談手段等

現在、支援関係機関における相談受付方法は、電話及び面談といった会話形式のものが主流であるが、日常生活における主なコミュニケーションが、メールやSNSといった文字によるものである若年層においては、電話や面談といった、会話を基本とする相談はハードルが高いことが、本調査において指摘された。また、電話相談及び面談相談は、相談時間が日中に集中していることや、事前予約が必要である場合があること等により、学校や仕事等がある若年層においては利用しにくい状況にあるという指摘もあった。

このような状況を踏まえ、今後は、若年層の性暴力被害者が早期に適切な相談機関につながることができるよう、メールやSNSを活用した相談対応の在り方について検討が進められることが望ましいと考えられる。

# ウ アウトリーチ、同行支援

本調査を通して、若年の性暴力被害者においては、「相談しても何も変わらない。」、「誰もわかってくれない。」といった無力感や、対面でのコミュニケーションへの恐怖感等が強いこと等から、社会生活上の問題の解決に向け、支援情報を自ら幅広く収集したり、行政等の相談窓口に実際に赴き必要な手続きを行うといった行動を取ることが難しい場合があることが指摘された。また、性暴力による心身への影響により、精神科医や弁護士による説明を落ち着いて受け止めたり、理解したりすることが難しい場合があることが指摘された。

支援団体の中には、行政機関や医療機関に同行し、行政や医師等からの説明を一緒に確認するなど、被害者が落ち着いて支援内容を理解することができるような支援を行っていたものもあった。また、支援者が被害者のもとに赴き、抱えている困難等について直接聞き取りを行ったりする等、被害者の状況やニーズに合わせ、柔

軟な対応を行っているところもあった。

若年の性暴力被害者が、被害の回復や生活の再建に向けた支援に確実にアクセスできるよう、今後、このような同行支援やアウトリーチの取組が進むことが望ましいと考えられる。

# (4) 支援関係機関等の育成・支援体制の拡充

本調査において、若年層の性暴力被害者が、早期に適切な支援につながることが困難な主な要因の一つとして、若年層のニーズや生活スタイルに即して柔軟に対応することができる支援機関及びPTSDを始めとするトラウマ体験に起因する症状等や、児童・思春期における精神疾患について、専門的な治療等を提供できる医療機関又は相談機関が限られていることが指摘された。

若年の性暴力被害者におけるトラウマの回復及び生活の再建を図るためには、若年の性暴力被害者における多様なニーズに柔軟に対応することができる民間団体及び専門的ケアを提供する医療機関等が不可欠である。今後、若年層における性暴力被害者のニーズに即した柔軟かつ専門的な支援の実現に向け、民間の支援団体への支援及び医療従事者の育成等の促進が図られることが望ましいと考えられる。

#### (5) その他、事例の特性に応じた支援について

## ア 性的画像等の削除

本調査において、インターネット上に流出した性的画像等については、プロバイダに対して送信防止措置の要請を行うことが可能であるが、海外のサーバーを経由している場合は発信元の特定が難しいことから、画像の削除に向けた効果的な対応を取ることが難しいことが指摘された。また、一旦インターネット上に流失した画像については、個人がダウンロードし、容易に編集等して再度インターネット上に掲載することが可能であること等から、被害者が長期に渡り心理的苦痛を受け続ける状況に置かれていることが指摘された。

このような状況の改善に向けて、インターネット上への性的画像等の流出の防止及び削除の促進に向けて、今後、実効的な対策が促進されることが望ましいと考えられる。

#### イ 司法面接

若年の性暴力被害者の場合、被害発見の当初から、証拠化を意識した対応が行われることが望ましいが、上述のとおり、性暴力による様々な心身への影響等により、被害を「被害」として認識することや、被害状況や内容を明確に伝えることが難しいことから、証拠化に向けた情報収集が困難となる場合がある。

被害者が児童である場合、児童相談所、警察及び検察の3機関が連携して、面接・

聴取方法等を協議して実施する協同面接の取組が始まっているが、支援団体等からは、さらなる協同面接の活用や3機関の連携促進を期待する声が聞かれた。

支援団体の中には、保護施設内において、司法面接のための部屋を設置し、司法 や児童福祉の専門家と連携して保護児童に対する司法面接を実施し、刑事事件の 立件等につなげるといった取組を行っているものもあった。

今後は、性暴力被害者の年齢及び心理的負担等に配慮した面接手法の知見を有する民間の支援団体等との協力を通して、司法面接の取組が進むことが望ましいと考えられる。

#### ウ 成年年齢の引き下げによる影響等

AV出演強要の被害について、従来、18歳、19歳の者は、事業者等の行為の不当性の有無に関わらず、未成年であることにより契約を取消すことが可能であった。このことから、事業者側は、未成年のうちに声をかけ、20歳になった時点で契約し、AVへの出演を強要するという場合があることが指摘された。

このような状況を踏まえ、若年層における性暴力被害の拡大の予防に向け、若年層を対象とした契約に関する正しい法知識の普及に向けた取組を促進されることが望ましい。

## エ 地位・関係性を利用した性暴力について

本調査において、教員、コーチ・指導者又は職場の上司等からの性暴力の場合、 学校又は職場において、事実関係の把握及び被害者の安全・安心の確保に向けた対 応が迅速に行われず、被害者が休学・退学又は休職・退職に追い込まれる場合もあ ることが報告された。

また、休学・退学又は休職・退職に追い込まれた被害者の中には、被害による心身の影響等により、学業や仕事を再開することが難しかったり、学業や仕事を再開することができたとしても、継続が困難となり、経済的困窮状態に陥る場合があることが報告された。

このような地位・関係性を利用した性暴力においては、その発生の背景にある加 害者と被害者における上下関係及び支配従属関係の存在や、被害者への中長期的な 影響等を踏まえ、被害者の立場に立った救済及び加害者に対する厳正な対処の徹底 が図ることが必要である。

被害の予防及び再被害の防止に向け、今後は、職務関係者に対する研修等を通して、このような地位・関係性を利用した性暴力の特徴への理解の促進及び組織における加害者に対する厳正な対処の徹底が図られることが望ましいと考えられる。

# (6) 調査研究について

若年層における性暴力被害の予防及び再被害の防止に向け、被害状況及びその後の影響について包括的な実態把握が行われることが望ましいと考えられる。また、若年層の被害者の多様なニーズに即した相談・支援の在り方について、国内外の先駆的な取組等に関する事例調査等を通して、相談・支援の改善に向けた具体的な取組が進められることを期待する。

#### おわりに

これまで、女性に対する暴力の実態把握に関する調査については、主に、性犯罪、性的虐待、配偶者等からの暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント等といった暴力の類型別に実施されることが多かった。今回、若年層という一定の年齢層に注目し性暴力被害状況について調査したところ、同じ者から長期間断続的に性暴力を受けたり、年齢の上昇とともに広がる行動範囲やインターネットの利用により、学校や職場における顔見知りの者や、インターネット上でやりとりしただけの見知らぬ者等、様々な者から性的な対象とみなされ被害を受けたり、いわゆるAV出演強要や「JKビジネス」等において性的搾取の被害に遭うといった、若年層における性暴力の実態が浮き彫りになった。

また、被害者の中には、性暴力被害による心身への影響により、支援を求めて「相談すること。」という行動を起こすことが難しく、早期の段階で適切な心理的ケアを受ける機会もないまま、日常生活に支障を来す程度までにトラウマ等の症状が深刻化し、学業や就労を続けることもできず生活困窮に陥ったり、「死にたい」、「消えたい」といった追い詰められた状況になって初めて、支援機関につながる傾向があることも見えてきた。

さらに、たとえ支援機関につながったとしても、支援内容が、必ずしも若年層のニーズに 即したものとなっていないため、支援に継続してつながることが難しい状況があることも 見えてきた。

このような若年層における性暴力の被害状況等を踏まえ、今後、公的な支援機関において、若年層のニーズに即した支援が行えるよう、支援内容等の見直しが進められることが望ましい。また、被害者が早期に適切な支援につながることができるよう、効果的な広報・啓発方策の検討や、SNS等、若年層が利用しやすい相談手段の活用が図られることが望ましいと考えられる。

また、若年層の性暴力被害者への適切な対応に向け、職務関係者を対象とした相談対応の手引の作成や研修等が実施されることが望ましい。

若年層の性暴力被害者のニーズに即した適切な支援を行うためには、公的機関のみならず、若年層の性暴力被害者支援に実績のある民間の支援団体が果たす役割は大きい。今後は、公的機関と民間支援団体の連携のもと、きめ細やかな対応ができるよう、民間支援団体への支援も含め、地域における支援体制の充実化が図られることが望ましいと考えられる。

性暴力は、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であるとともに、安全で安心な暮らしの基盤を揺るがす問題である。このような性暴力の根絶に向け、性暴力がもたらす中長期的な心身への影響及び社会生活における困難等に対する正しい理解に基づき、性暴力を容認しない社会環境づくりが進めることが重要である。

最後に、本調査研究が、性暴力により、生きづらさを抱えて生きている若年の被害者が、 安全で安心できる居場所を取り戻し、被害の回復に向けた必要な支援を受けることができ る支援体制の整備の促進に向けた一助となることを期待する。



# 内閣府男女共同参画局推進課

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111 (大代表)

F A X: 03-3592-0408

ホームページ http://www.gender.go.jp/

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。